

322.13-Sa14ㄅ



322.13
14



始



241130

30

322.13
SA14

聖徳太子の憲法

主貫寺隆法

胤定伯佐



朝日新聞社刊



聖德太子尊像

958
29

序

奈良縣警察部長小幡治和氏ハ有道ノ士ナリ、一日予ノ禪扉ヲ叩キ曰ク今ヤ重大ナル時局ニ直面ス、此時ニ當リ國民ノ意氣ハ彌々剛健ニ官吏ノ職域ハ益々肅正ナラザルヲ得ズ、之レガ訓練ニ資スベキモノ古聖賢ノ遺訓多シト雖モ蓋シ聖德太子ノ十七條憲法ニ如ク莫シト信ズ、若シ之ガ講話ヲ聽クヲ得ンカ幸亦甚シ矣ト、余欣々トシテ快諾ス、茲ニ於テソノ官舎ニ就キ數回ニ亘リ聖訓ノ在ル所ヲ講述セリ、奈良縣警察本部及ビ奈良地方裁判所等ノ諸員咸ナ相樂ンデ集會聽講シ聖德ヲ鑽仰セラル豈快ナラズヤ、然リ而シテソノ筆記スルモノ朝日新聞大阪本社出版局ニ於テ印行センコトヲ企ツ亦好縁ナリト謂フベシ、予淺學菲才ソノ講ズル所杜撰孟浪ナリ恐ラクハ遠玄ナル聖意ヲ失スルモノアラシ乎、焉ンゾ大方諸賢ノ閱覽ニ供スルニ足ラン、然リト雖モ敢テ固辭ス

ル能ハズ、乃チ其ノ懇望セラル、ニ從ヒ之レガ刊行ニ對シ竊カニ隨喜スル所アリト爾カ云フ。

昭和十七年七月初一日

法隆寺貫主 佐伯定胤

目次

扉 聖德太子尊像
口繪 太子御筆集成十七條憲法抄

緒論 一頁

本論

第一章 十七條憲法

第一節 和を以て貴と爲よ 一頁

第二節 王を以て主と爲よ 一四頁

第三節 詔を承けては必ず謹めよ 一八頁

第四節 篤く三寶を敬せよ 二二頁

第五節	禮を以て本と爲よ……………	四三頁
第六節	養を絶ち欲を棄てよ……………	五二頁
第七節	悪を懲らし善を勧めよ……………	五八頁
第八節	各任掌あり……………	六三頁
第九節	早く朝し晏く退けよ……………	六七頁
第十節	信は是れ義の本なり……………	七〇頁
第十一節	忿を絶ち瞋を棄てよ……………	七四頁
第十二節	賞罰必ず當てよ……………	八三頁
第十三節	同く職掌を知れ……………	八五頁
第十四節	嫉妬有ること無かれ……………	八七頁
第十五節	私に背いて公に向へよ……………	九三頁
第十六節	民を使ふに時を以てせよ……………	一〇〇頁
第十七節	獨り斷すへからず……………	一〇二頁

第二章 聖德太子の佛教

第一節	法華經の大乗的思想……………	一〇五頁
第二節	勝鬘經の大乗的生活……………	一二五頁
太子御筆集成十七條憲法抄の編成……………		姊崎正治…一五七頁

聖徳太子の憲法

緒論



目下我國は未曾有の重大時局に直面して居ります。如何にこの非常時の危機を打開し善處すべきか、朝野擧つて痛心して居ることであります。何んとしてもその原動力は思想の剛健に存するのでありますが、而してその剛健なる思想の養成は若し一度國史を編いて見ますれば今更別段事新らしく考へなくとも、古聖賢が偉大な教訓を今日に垂れて居るものがあるのであります。

太子の御
聖訓

それは即ち聖徳太子の御聖訓であります。一千三百年の昔に於て現代の我々を指導すべくお残り置きになつた千古不拔の大教訓であります。

聖徳太子は政治上に於ては十七條憲法の御制定があります。又哲學上宗教上には三經義疏の御著述があります。三經義疏に於ける哲學及び宗教の大理想を基調となし其の大理想の上に十七條憲法の政治を御顯現になつたのであります。實に國家組織の根本義として政治の基調、道德の大本を御示しになつて居るのである。而してその指導精神は生く生くとして今尙現代日本の生きて行くべき眞實の大義を照らして居るのであります。

聖徳太子は大なる教訓を今日の重大時局に與へておいでになつてゐるのであります。宜しく一條の光明を茲に求め、行くべき針路を照らされんことを切望する次第であります。

さてこの憲法をお話致しまするに先だち聊か當時に於ける日本の内外の事情を簡単に申上げる必要があります。

太子の御
降誕

聖徳太子は第三十一代 用明天皇の第一の皇子にてましまし、第三十代 敏達天皇の即位三年に御降誕になつたのであります。即ち皇紀一千二百三十四年であります。一二

三四と御記憶になれば宜敷いのであります。即ち今日よりして一千三百年の昔であります。丁度 神武天皇様よりして二千六百年の歴史の真中頃にお生れになつたのであります。

神武天皇様より約一千三百年の頃に及びましては我盛國精神、國體觀念なるものも大分弛んで來たのである。朦朧となつて來て居つたのであります。

氏族制度

それは國家制度の不備の結果であります。即ち當時の制度は氏族制度でありまして政治上の職務が血統相續で行はれて居つたのである。大連大臣なる大官は政治の權力を親から子へと血統相續して家々に掌握して居つたのであります。大連大臣の家に生れその血を享けたものでなければ大連大臣たる事が出来ぬと云ふ制度でありましたのである。

神武天皇の中洲御平定に當り勳功のあつた神々の後裔が祖先の功業に因り朝廷に於て一種の權力を有して居つたのである。即ち、可等眞手命の子孫が物部氏である。大久米命の子孫が久米氏、道臣命の子孫が大伴氏であります。又神功皇后様の三韓征伐に勳功のあつた武内宿禰が新たに大臣となり、その子孫が即ち蘇我氏であります。

分國制

それから又國々に國造なるものがあつて地方を分治して居つたのである。之れを分國

制度と申します。これは大和民族の膨脹に伴ひ漸次に擴大された新占領地に 天皇の御代理として置かれた皇族の子孫で、それが血統相續で終に諸侯の形になつて來たものであります。所謂後世の封建制度が行はれて居たのであります。

その様に中央も地方も政治家は政治の職業を我家々に血統相續して之を繼承しその權力を家々に壟斷して居つたのである。而して我家の勢力を如何に大ならしめようかに腐心しつつあつたのである。茲に於て相互に頡頏して勢力を争ひ相尅を極むるに至つたのである。乃ち平群眞鳥は大伴金持に殺され、その大伴金持は物部尾與に斥けられると云ふ風に弱肉強食が盛んに行はれ、互に黨を立て鬭を作らう大いに摩擦を企ててゐたのである。さうして最後迄勢力を保つて居つたのが物部氏と蘇我氏とであります。この物蘇二氏が互に嫉視を極め大いに政權の争奪に腐心し何等かの機會あらば甲は乙を倒し乙は甲を斥けようと覘つて居つたのである。鬭争相尅その極に達し平和を闕いて居たのであります。

この二大黨派は愈々輪贏をなすべき運命となつたのであります。時恰もその機會が出來て參りました。即ち第二十九代 欽明天皇の十三年に朝鮮百濟の聖明王から佛像經論

物蘇二氏

を献上して來たのである。天皇は之れが採否を臣下に御諮問あらせられた。蘇我氏は武内宿禰の末孫であつて朝鮮征伐に功勞を奏せし關係上外國の事情にも通じ自ら開國主義進歩主義を持つて居つたのでありませう。外國の宗教にしても我國に益する所あるものならば之を採用して可なりとして奉佛思想を持つて居りました。之れに反して物部氏はその祖可等眞手命は 天皇の御側近と殿内を護衛し外敵を征服する職務を奉じて居たのである。その家筋の末裔たる物部尾與は自ら保守的である。外國の神を敬したならば日本の八百萬神がお怒りになるであらうとして排佛を主張したのであります。

かく佛敎の採否を表面の理由として年來鬱結しつゝあつた裏面に於ける政事權力の争奪を露骨に表現したのであるから終に一大衝突を勃發せしめたのであります。その結果として物部氏は蘇我氏の爲に打ち滅ぼされてしまつたのである。天下は蘇我氏一人の世となつたのであります。茲に於て蘇我氏は大いに横暴を極め、崇峻天皇の御代に東漢直駒の事を敢てせしむるまでに至つたのであります。又物部守屋に陵かされて我れ天下に王たらんと欲すと宣し天位を覬覦する御方さへもあつたのであります。實に恐懼千萬な状態を呈して居たのであります。内治上の問題は八方行き詰り混亂状態であ

日本府の
滅亡

りました。

且つ又外交上はどうであつたかといへばまづ朝鮮であります。欽明天皇の御代には任那に置かれてある日本府が新羅の爲に打ち滅されると云ふ様な大失態を來しつつある最早日本の威令が朝鮮に行はれないといふ様な事になつたのであります。欽明天皇は非常にお歎きになつて、再たび 應神天皇の御代の如くあらめたいと日本府の再興に御叡慮を痛め給うたのである。夫れよりして御代々の天皇は何方様も大いに軫念を勞させ給うたのである。けれ共實現出來無かつたのであります。

支那と交
際

更に又支那とはどうであつたかと申せば 推古天皇の十五年に小野妹子を遣隋使として支那に遣はし、彼の有名なる「日出づる處の天皇日没する處の皇帝に書を致す」云々なる堂々たる國書を齎らし交際を求めしめられた。それに對し隋の煬帝は「大倭の國は蠻夷の國なり再び奏する勿れ」云々と我を野蠻扱ひし侮蔑を加へたのであります。かやうに支那からは野蠻扱ひされて居つた日本であります。しかしそれは何と言はれても致方がない。當時我國文化の程度は尙甚だ低級でありました。

高麗の表
疏

敏達天皇の即位元年の出來事であります。即ち太子降誕の前々年であります。魏國で

ある朝鮮高麗の使人來朝して表疏を奉つたのである。時に 天皇は多勢の史官をして讀ましめられた。史官達は三日もかかつて考へたけれども遂に讀むことが出來なかつたのである。そこで歸化人の王辰爾なるものを河内國から召して漸く讀んで貰つたのであります。應神天皇の御代に阿直岐とか王仁とか云へる學者が來朝して文學を教へて呉れたけれどもその學問の程度はまだく低級であつたのである。文化の程度は到底支那には及ばなかつたのでありませう。彼の雄大なる古文化を持つて居る支那人から何と言はれても致方なかつたのであります。

是の如く當時の日本は内治上も行き詰り、外交上も行き詰り、所謂内憂外艱並び至るといふ有様であつたのであります。

かういふ六ヶ敷い時代にお生れ逢ひになり、之を善處すべく雙肩に荷ひ擔うて第三十三代 推古天皇の朝に攝政皇太子として政治の改善、外交の刷新、文化の建設、思想の善導を完成されたのが即ち 聖德太子であらせ給ふのであります。

朝鮮をして再び貢を奉りて來る様に悦服せしめ、支那をして對等の交際を締盟せしめ、以て 天皇の稜威を中外に宣揚せしめられたのであります。古賢は稱讚して「和國の教

和國の教
主

主なり」と云ひ又は「制作の聖なり」と讃へ、又は「我日本の中華たることの明かになつたのは太子の力なり」と讃辭を捧げ奉つて居りますが、是れは決して溢美では無いのであります。實に聖徳太子の時代には氏族政治分權制度が行はれてあつて其の弊害百出殆んど收拾すべからざるの状態でありました。どうしても舊制度を根柢より打破し新體制を叫ばざるを得ざる時機であつたのであります。その太子の新體制の政見が文献に現はれたのがこの十七條憲法であります。

而してこの十七條憲法の中に「國家」と言ふ語が三たび、「臣道」と云ふ語が二たび拜見するのであります。如何に太子は國家觀念の昂揚、臣道實踐の肅正に御意を注ぎ給ひしかを拜察することが出来るのであります。今や臣道實踐を高調しつつあるに當り、その規範をこの太子の憲法に資り以て臣道に忠實ならしめられんことを切望する次第であります。

憲法の編定

抑々この十七條憲法は 推古天皇の即位十二年に御制定になつたのでありまして實に我國最古の成文的法制であります。弘仁格式の序に「上宮太子親ら憲法十七條を作る。國家の法制茲れより始まる焉」とあります。勿論この憲法は今日の法治的法律の如くに

制裁罰則の規定はありませんけれども、當時道德を以て世を導き國を治める徳治時代に於きましては、この道德的訓戒は直ちに法律と同一視して差支へは無いのであらうと思ふのであります。

且つ又この憲法の文章は極めて含蓄の深いものでありまして徳川時代の儒者も漢魏の風ありと讃嘆して居ります。但し我々の見る所にては其の價值が管に文章の上ではない文字の下に含まれてある意義、精神が尊いのであります。

本論 第一章 十七條憲法

第一節 和を以て貴と爲よ

さて十七條中先づ第一條であります。

一曰以和爲貴無忤爲宗。人皆有黨亦少達者。是以或不順君父乍違隣里。然上和下睦諧於論事則事理自通何事不成。

是れは國家統治の根本義として和を以て貴ぶべきことを訓示するるのであります。

太子は開口第一に「和」と云ふことをお呼びになつてゐるのであります。「和を以て貴と爲し忤ふこと無きを宗と爲よ」と仰せられてあります。「やはらか」「なごやか」と云ふことを貴び忤ふこと無きを宗とせよ。上下自他相互に相和ぎ角隔なく相違ふなくすることが人世の最大要義である。

國家統治の根本義は實に「和」に存するのである。相互に鬭争的に逆ひ違ふこと無く平和と温和であらねばならぬ。胸中一點の不平無く春風駘蕩の心地であるべきであります。

天照皇大神の大御心を和魂と崇め奉ります。實にこの和の精神こそ我日本精神である。日本精神とは何ものかといへば和と云ふ外には無いのであります。

この非常時を打開するにはどうしても一億一心、舉國一致、和衷協同であらねばならぬ。今日蔣介石と戦うて居るのは唯只東洋の平和、世界の平和を招来せんと欲する爲である。戦争は目的ではない、手段である。この目的は一に平和にあるのであります。大なる哉和であります。

我々一家庭にしても夫婦相和し、父子相和し、兄弟相和し、以て甲働けば乙も働く、かくあつたならば幸福は求めずとも自ら來るのであります。之れに反し若しや夫婦喧嘩、

兄弟喧嘩をして居つたならばどうして幸福なる家庭を作ることが出来よう。之れを大にして國家の問題も亦然りである。政治家にしても官吏にしても互に黨を立て睨み合ひをして居ては何に由つてか國家の幸福を贏ち得ることが出来ようか、どうしても國民上下和衷協同で一億一心に相和ぎ以て 天皇の御爲に忠勤を抽んずべきであらねばならぬのであります。

「人皆黨あり亦違れるもの少し、是を以て或は君父に順はず、乍ち隣里に違ふ」。「人皆黨あり」。先きに陳べました如くその當時幾多の閥族相互に黨を立て閥を作りて政治の權力の争奪に腐心して居つたのである。閥族は汲々として只自家のみに都合の好い政治を行うて居たのである。天下の大勢を遠觀するもの甚だ少い譯であります。

「君父に順はず隣里に違ふ」。黨派根性に囚はれて、天皇の國家のと云ふ問題は等閑視するに至り、その結果として君に對しては忠ならず、父に對しては孝ならず、尊嚴なる忠孝の大義を無視し、隣里の朋友、隣組の人々に對しては信義の約を履み違ひ、相欺き、相詐り、遂には不忠不孝、不信の罪人となり、一身の置く處も無きに至らねばならないのである。豈に戒めずんばあるべからずであります。

「然れども上和ぎ下睦みて事を論ふに諧ひぬるときは即ち事理自ら通ひ何事か成らざらん」。若し思ひを茲に致し上和ぎ下睦じく、同心戮力、和衷協同、何等の蟻も無く打ち解け胸襟を押し開いて相諧ひ、相調ひ、以て事を談論協議したならば、事理自ら通じ何事か成就せざるは無しである。大和の精神に立脚し、自我の妄見を打ち忘れたならんには如何なる難事業と雖も成功せざる筈は無い。天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かずである。實に「和」の道は國家統治の根本義であり、思想善導の基調であり、人生幸福の泉源であります。

第二節 王を以て主と爲よ

それから飛び飛びになりますが第十二條であります。

十二日、國司國造勿歛百姓國靡二君民無兩主率土
兆民以王爲主所任官司皆是王臣。何敢與公賦歛百
姓

天皇中心
主義

是れは天皇中心主義を宣示あらせらるのであります。

天皇の御領土が段々擴大するに従つて、天皇の御代理として國々へ派遣され、その地方を治めしめられたのが即ち國造であります。その國造も血統相續で世襲してゐたのである。年月久しく經るに及びて、天皇の御領土を假りに御預りしてゐると云ふことを忘却し去り、その土地、その人民を我家の領土、我家の民なりと謬り考へる様になりまして、その土地、その人民を私有することになつて來たのであります。それゆゑにその國の國造はその土地より得たる御年貢を私することになつて了うたのであります。國々の民はその國の國造を以て我君なり、我主なりと思ひ込み、中央にまします大君、天皇のあらせ給ふことに氣付かなかつたのである。徳川時代の封建制度と同様であつたので

あります。かやうに 天皇の稜威は如何程國民に認識されて居つたかを疑はるるのである。是れが即ち所謂分權の制度であります。中央 天皇の御權力を國々の國造が分治して居つたのであります。

この様なことでは到底國家を統一することが出来ない。どうしてもこの分權の舊制度を打破し 天皇中心の新體制を實現せしめなくてはならぬ。天皇を中心に奉戴し 天皇御一人の御手の中に日本全部をお握りになることに爲さなくてはならない。日本の政治は 天皇の稜威の下に一元化せしめねばならぬ。天皇は日本全土の君主にましまし、人民は皆悉く 天皇の赤子にてあることにならなくてはならぬ。かくして 天皇の稜威をして中外に輝かしめ奉らうとされたのが即ちこの第十二條の精神であります。そこで國々の國造に對して百姓から租税を徵發することを禁ぜられたのであります。

「國に二りの君^み靡し民に兩りの主無し。率土の兆民王を以て主と爲す」。我日本の國には君と仰ぎ主と尊ぶ御方は中央にまします 天皇御一人の外にはない。億兆の民草は天皇を戴き奉りて君主とすべきであると仰せらるるのであります。

神武天皇以來久しく分權の制度が行はれて國民は二重に君主を持つて居たのである。

地方には國造なる主人あり。中央には 天皇なる大君あり。而して國々は各々その國々の國造に統治されて居たのである。實に不統一不徹底なる制度であつたのである。

太子はこの制度を打破し去り、所謂普天の下王土に非ざるはなし、率土の濱王臣に非ざるはなしと云へる王道政治を布き、天皇を中心とする國家を作り出さうとされたのであります。日本國民は一人として 天皇の赤子に非ざるなしと云ふことは實にこの太子の憲法に依つて初めて明確になつたのであります。

「任ずる所の官司は皆是れ王の臣なり。何んぞ敢へて公とともに百姓に賦歛せんや」すべての役人は億兆の民と同じく平等の臣民である。國造も一般の臣民である。決して君主では無い。被統治者である。統治者では無い。然れば則ちどうしてか敢へて公家即ち皇室と同様に百姓から年貢を賦歛し、租税を取り立てることが出来ようかと規定せらるるのであります。

第三節 詔を承けては必ず謹めよ

それから第三條であります。

三曰承詔必謹。君則天之臣。則地之。天覆地載。四時順行。萬氣得通。地欲覆天。則致壞耳。是以君言。臣承上行。下靡。故承詔必慎。不謹自敗。

君臣の大義

是れは 天皇の神聖にてあらせ給ふことを宣示し、君臣の大義を明にして上下の秩序を正さるのであります。

詔を承け奉りては必ずく謹み慎みて奉體せなくてはならぬ。

第十二條にある通り 天皇は我々國民の齊しく仰いで君主と崇め奉る所である。我々の父親にてあらせ給ふのであります。臣たり子たるもの何事を打ち捨てても之を犠牲にして大御言を奉體せなければならぬのであります。

天皇は神聖にましまして侵すべからずであります。御渙發あらせ給へる御詔勅に對し奉りては絶對的服従であらねばならぬ。一旦緩急あらば義勇公に奉ずである。命がけで御奉公せなくてはならないのであります。

詔の字訓

さて「詔」とは告ぐるなりである。上天皇下臣民に向つて告げさせ給ふ大御言である。又「詔」とは照らすなりである。人の暗くして見る能はざる事を照らして以て昭然ならしむるの意味であります。

乾坤の卦

「君は則ち天たり臣は則ち地たり。天覆ひ地載す四時順行し萬氣通ずることを得。地天を覆はんと欲するときは則ち壞るることを致さんのみ」。君は天なり、臣は地なり、とは是れは易經の乾坤の卦である。乾は陽にして天であり、君に象る。坤は陰にして地であり、臣に象る。天は高うして尊し、地は低うして卑し、その位自ら定まつてあります。君は天の如く上にましまして尊くあらせ給ふ。臣は地の如く下に居て卑しくあるのである。

る。その位自ら嚴として定まりつつあるのであります。故に天覆ひ地載す。天は上にありて下萬物を覆ひ護りつつある。地は下にありて上萬物を載せ孕みつつある。その如く。天皇は位上にましまして下億兆を覆ひ恵みつつあらせらる。臣民は位下に居て王事を載せ戴き奉行するのであります。是れ即ち天地自然の法則であります。故に上。天皇は慈仁天の如く、下民草を恵み育てましますのである。又臣民は上。天皇の聖徳を押し戴き服従し奉るべきであります。君臣の大義、上下の秩序は嚴として動かすべからずであります。

「四時順行し萬氣通することを得」。かく内、君臣の間柄天地その位を得、陰陽その處を得るが故に外、氣候は自ら順調にして五風十雨百穀豐饒であるのであります。之れを「四時順行萬氣通ふを得」と云ふのである。四時とは春夏秋冬である。春種蒔き、夏茂る、秋收めて冬藏むるのである。萬氣通ふことは雲行き雨施して萬物生々發育することでありませう。

「地、天を覆はんと欲するときは則ち壞はるることを致さんのみ」。然るに。君臣その位を誤ち天地その度を顛倒して、下卑しく地の位に在るべき臣が若し上高く天の位にまします君の聰明を覆ひ敢へて侵す様なことがあつたならば國家は崩壊し滅亡するを免れないのである。實に戒慎すべきの至りであります。故に。天皇の御詔勅を拜したならば何事をも犠牲に供し、我を忘れ、己を打ち捨てて拳々服膺奉戴せなくてはならないぞと宣示し、天皇の神聖にてあらせらるること君臣の大義、上下の秩序を正し給ふのであります。

第四節 篤く三寶を敬せよ

篤敬三寶

次には第二條であります。

二曰篤敬三寶。三寶者佛・法・僧也。則四生之終歸萬

國之極宗^の。何世何人非^レ貴^ニ是^レ法^一。人鮮^ニ尤^ハ惡^ク能^ク教^レ從^レ之^一。
其^レ不^レ歸^ニ三寶^一何以直^レ枉^一。

宗教の信
仰

これは宗教信仰を指導あらせ給ふのであります。聖徳太子の根本精神であつて非常なる御英断の教訓であります。日本に未だ曾て持つて居らなかつた佛教を信仰せよと宗教信仰の必要を告げられるのであります。太子は第一條に「和を以て貴し」と宣示されました。國家統治の根本義は「和」と云ふことから出發せねばならぬ。さてその「和」なるものはどうして行ひ得ることが出来るか。その「和」の因つて来る根本はどうしても篤く三寶を敬ふと云ふ宗教の信仰からでなければ徹底せしめることが出来ない。「和」の基調は宗教だ。斯う云ふのが聖徳太子の御考へであります。

で「篤く三寶を敬へよ」篤く／＼心の奥底から三つの貴き寶のあることを信じ、之を尊敬せよ。その三の寶とは何かと云へば佛と法と僧との三である。

此處の書き方が「三寶とは佛法僧なり」と何んだか註釋的に見えるのでありますが、それで「佛法僧也」の語は後人の加筆であらうと云ふ人もあります。けれども是れは決

老子の三
寶

してさうでは無い。かく言はねばならぬ必要があるのである。それは老子にも三寶と云ふことを説いてゐるのであります。聖徳太子は老子の學問をも修めて居られるのであります。そこで太子が今敬へよと云はれる三寶は老子の三寶では無い。佛と法と僧との佛教の三寶であるぞと斯う簡別されたのであります。老子の三寶は一には慈、二には儉、三には敢へて天下の先と爲らずである。是れも面白い見方であります。一に慈の故に能く勇なりである。慈悲の故に人民を衝り安樂ならしめなくてはならない。

夫れ故に民を苦しめる敵に向つて大いに勇氣を鼓舞するのである。勇氣旺盛の故に戦へば必ず勝つのである。二に儉の故に能く廣くすである。質素儉約にして大いに貯蓄す。貯蓄する所多きが故に能く廣く施すことが出来る。三に敢へて天下の先と爲らずである。天下の長たらんものは功名を焦慮つてはならぬ。成功を急いでは却つて失敗する。大器晩成であらねばならぬ。是れが老子の三寶であります。今云ふ所の三寶はさう云ふ老子の三寶では無いぞと簡び別け區別附けて、佛教の佛法僧の三寶だとかく註釋的に言はれたのであります。

佛法僧の
三寶

さてその三寶即ち佛法僧とは如何なるものであるかと申せば、先づ一に「佛」とは印

度語で具さに「佛陀」と云ひ、此には「覺者」と譯します。覺れる者であります。何を覺るかと云へば宇宙の大真理を覺り見る智慧であります。眞智を以て眞理を覺り得た人格者を佛と云ふのである。即ち眞理を覺り見る智慧の持主を「佛」と云ふのであります。それから二に「法」とは印度語にては「達磨」^{だるま}であります。法とは軌範である「のつとる」と云ふ字でありまして、その眞理を覺る「のり」「手本」となるべき教へを「法」と云ふのであります。次に三に「僧」とはこれも印度語では具さには「僧伽」^{せんが}と申します。此には「和合」と譯します。「和を以て」と云うたその「和」と云ふことであります。和と云ふことにつきまして理和・事和と云ふことがある。理想も相和ぎ又行業の事實も相和らぎ相諍はないのである。釋尊の教團に集りました弟子達、修業者はその理想も同一の理想を持ち、而して同じ一つの理想の下にその修養行事も相和ぎ仲よく同一歩調で進んで參るのである。その和合の團體を「僧伽」と云ふのであります。

さて又その佛法僧の三寶に同體の三寶と別體の三寶と二つあるのであります。佛、法、僧とその言は異にするけれども、その物柄は唯だ同一體である。それが同體の三寶であ

別體の三寶

る。又別體と云ふのは佛と言はれるものと、法と云はれるものと、僧と云はれるものと、その三つ各々別々の物體である。佛と云へば二千五百有餘年の古へに印度に生れ出られた淨飯大王の御子悉多太子であつて、難行苦行して遂に廓然大悟された釋迦牟尼如來それを佛と云ふのである。釋迦は眞智を研き天地の大眞理を覺り得た。そこで佛即ち覺者と名づけるのである。それから法とはその釋迦が自己の覺つた理想を世の人々に傳へ教へようとして言葉の上に説き表はした教へ道であります。それを法と云ふのであります。釋尊の教を垂るる方法は對機說法應病與藥であります。聽手の衆生その根機の賢愚利鈍に應じて説法したのである。衆生の病八萬四千あるがゆるに之れに與ふる法薬もまた八萬四千の法門があるのであります。それから僧と云へば釋尊の教團に集り同心和合仲よく修行してゐる弟子達であります。さう云ふ風に佛と法と僧と個々別々に眺めるのを別體の三寶と云ふのであります。

同體の三寶

それから「同體の三寶」と云ふのは佛と法と僧と三つその名稱は異にしてゐるけれどもその指す物體は同じ一つ眞理のことである。大眞理のことを哲學では實在と申します。佛教では眞如とか法性とか法界とか申すのである。その天地の大眞理のことを或る意味

に於て佛と云ひ、或る意味に於て法と云ひ、或る意味に於て僧と云ふのであります。眞理なるものは悟りの智慧で見届けたものである。覺、悟りの主體であるゆゑに覺即ち「佛」であります。その佛と云はれる眞理はのり手本とすべきものである。眞理は我々の履み行く路の手本とすべきものである。そこで「法」と云ふのである。それから眞理は絶對的のもので相對を超越したものである。我々の眼の前に開展されてある萬象は皆悉く差別的に現象して居ります。現象界の萬有は悉く相對的に現はれて居るのであります。山は高し谷は低し、鳥は黒し、鷺は白し、火は熱し、水は冷たし、或は生活の上から申しましても貴き人、賤しき人、富める人、貧しき人、凡てが差別的に現象して居るのであります。その相對的に現はれて居るものは決して永久性實在的のものではないのである。それこそ萬代不動だと思つて居る堅い／＼岩で固まつてある山でも遂には毀れて了ふのであります。變化極まりなく一時的の現象に止まるのであります。刹那々々變化しつつある無常性のものである。さう云ふ無常性のもものは「まこと」と云はれるものではない。「まこと」眞實なるものは萬代不易常住のものであらねばならぬのであります。變らぬものこそ「まこと」であります。由良之助がお知行を貫つて居つても主人を思ひ、お知行を

貫へなくなつても主人を思ふ。斯う云ふ變らないものこそ「まこと」の人であります。我々の眼の前に開展されてある現象差別のものは決して永久性常住のものではないのであります。變化極まりなく無常——常無きものであります。左様なものは決して眞實のものとは云はれない。然れば何物が眞實かと云へば相對差別を超越して居る實在的の眞理こそ「まこと」であるのであります。その眞理は相對を超越せるものであるゆゑ一味であり平等であるのであります。一味であり平等であればそこに争ひはないのであります。争ひと云ふものは甲乙相對の上に於て起つて來る問題であります。俺が彼かと差し向ひになる、その相對の上に於て甲乙拮抗摩擦するのであります。眞理は一味であり眞理は一味平等である故に何等の争ふ所が無い、争はないからそこで和合である。かく眞理の上の和合がそこが即ち僧伽であります。要するに宇宙の大眞理は覺りの主體である。故に之を佛と云ふ。のり、手本とすべきものである。故に「法」と云ふ。相争はない意味に於て「僧」と云ふ譯であります。斯う云ふ風に實在界の大眞理即ち眞如の理解を佛とも法とも僧とも眺めるのを同體の三寶と云ふのであります。要するに佛法僧の三寶とは天地の大眞理のことであるのであります。

さて今聖徳太子が「敬へよ」と云はれる三寶は別體の三寶ではない、同體の三寶である。同體の三寶即ち宇宙の眞理を自覺し眞理の大靈を尊敬し眞理のままに生活せよと仰せらるるのであります。それは聖徳太子は勝鬘經と云ふ經典を、推古天皇の御前に於て御講義になり又それに註釋をもお書きになつて居るのであります。聖徳太子は非常に勝鬘經を用ひて居られるのであります。その勝鬘經の中に佛法僧の三寶を説かれてあります。その勝鬘經の上に現はれて居る三寶は同體の三寶であります。別體の三寶を敬ふは敬ひの極ではない。同體の三寶を敬ふこそ敬ひの極である。斯う云ふ風に勝鬘經に云はれて居るのであります。かく勝鬘經の上に現はれて居る同體の三寶よりして太子の御精神を窺つて見れば今憲法の三寶も同體の三寶であるのであります。故に「篤く三寶を敬へよ、三寶とは佛法僧なり」と仰せられた。この太子の三寶は同體の三寶であります。

宇宙の大眞理

要するに宇宙の大眞理を尊敬せよ、佛と云はれ、法と云はれ、僧と云はれる天地の大眞理を尊敬せよ、天地の眞理を尊敬して天地の眞理のその儘に手を擧げ足を動かして行け、我々凡夫が小さい胸で考へた個人本位の考へをすつかりと振り捨てて私根性を飛び越えて宇宙の大眞理に順應した生活をやつて行け、天地の大眞理の儘に敬虔なる崇高なる生

活をやつて行け、「和」の生活は實に天地の大眞理の權化である。天理の大眞理が「和」と現はれて來て居るんだ。故に一擧手一投足眞理の儘に動かして行かねばならぬ。斯う云ふことが聖徳太子の「三寶を敬へよ」と仰せらるる意味であります。勝鬘經と云ふ經典の上に説かれてある三寶はさう云ふのであります。故に太子が佛を敬へ僧を敬へと云はれたのは何んにも印度の血を受けた黒ん坊を拜めと云ふことではないのであります。この憲法を拜讀致しまするにはどうしても太子の三經即ち法華經、勝鬘經、維摩經及び三經の御疏を通して以て眺めなければこの憲法の眞精神と云ふものを掴むことが出来な一と思ふのであります。かく聖徳太子の「敬へよ」と云はれた三寶はさう云ふ三寶であると云ふことをよく／＼お考へ願ひたいのであります。

「四生の終歸、萬國の極宗なり」——この佛法僧の三寶と云ふものは四生の終歸——四つの生れの終の歸である。終歸とは押し詰つた最後の依り所、すがり付き場所と云ふことであります。病人が田舎の醫者に診て貰つた。いやもうこれで結構だと云つて心安して居た。所がどうも全快出来ない。さうするとそれからそれへとあちこちのお醫者さんをさ迷ひ歩いたが矢張り治らぬ。遂の終りには大學病院に行つて大博士名醫に診て

貫つて初めて安心出来た。色々方々のお醫者さんを巡禮して居る。どうしても安心出来ない。最後の繯り附き所は博士大先生であるのであります。さう云ふ風に安心立命を求めまするのにまあ色々道がある。迷信と云ふ奴があつて色々所へお詣りをする。どこへ行つても安心出来ない。迷信の巡禮をやつて居る。どこへ行つても安心が出来ない。その「終」の「をばり」の最後の安心立命の依り所と云ふものは即ちこの「三寶を敬ふ」と云ふ所にあるんだ。斯う云ふことであります。

四 生

で四の生と云ふのは佛教で生とし生きつつある生ある人類動物を四つに分類するのである。一には胎生、母胎に宿つて生れる人間のやうなもの、二には濕生、濕氣から生れる蚊のやうなもの、三に卵生、鳥のやうに卵から生れるもの、四に化生、神代の神様のやうに父母なしに忽然と出現されたもの、詰り四生と云へば生とし生きつつある總てのものと云ふことであります。胎生のもので、濕生のもので、誰にしても最後の安心立命する落ち附き所と云ふものは佛法僧の三寶を敬ふと云ふ所にある。

「終歸」——歸とは即ち歸依すること、まかれつき、すがりつくのであります。自己の力を振り捨て深く三寶の威力を信じ、それにまかれつくことであります。

「萬國の極宗なり」よろづの國の極めの宗、どこの土地と雖も何れの國と雖も敬ぶべき至極の宗教である。この上もない至り極める教へである。佛教の教理は幽深遠大である。非常に抱擁性を持つて居る教へであります。故に之を印度に行へば印度を化するこゝとが出来た。之を支那に行へば支那國民を感化することが出来る。之を日本に行へば日本人を感化することが出来る。その國、その土地の人情、風俗と融合して能くその國を淨化することの出来る教へであります。よろづの國どこの國に於ても之を行ひ得る至極の教へ、この上もない至極の宗教である。それで「萬國の極宗なり」と云ふのであります。

「何れの世、何れの人か是の法を貴ばざる」何れの時代に於ても、何れの國に於ても誰かこの佛法僧の三寶を貴ばざるものがあらうか。

「人尤た惡しきもの」——人間として、尤た——どうにもかうにも逆も救ひ得られぬと云ふ様な極惡なものはない。鬼にも涙がある。どのやうな罪惡者でも矢張一片皎々たる良心と云ふものは持つてゐる。それをよく教へ導いて開發すればそこに自覺してその教へに従ひ得るものである。従はないのは自己の親切感化が未だ及ばないからである。

「能く教ふるときは之に従ふ」これが聖徳太子の教育法であります。どのやうな愚鈍な

ものでも循々然として善く誘ひ教へたならば必ずや智能を啓發し、道徳を完全ならしめることが出来る。役立たぬと云ふ人間は一人も無い。斯う云ふのが太子のお考へであります。

如來藏佛性

能く教ふるときは之に従ふ。それは先刻申上げました太子の用ひられた勝鬘經に如來藏佛性と云ふことを説いてあります。如來藏佛性とは如來即ち佛たるべき内面的人格は我々誰にても本來具有して居るのである。然るに朝な夕な煩惱を起し罪惡を造り貪る瞋る疑ふ可愛い憎い氣に入る入らぬ斯う云ふあらゆる煩悶惱亂の心理状態に苦しみ、その擧句殺す盜むと云ふ様な色々の罪惡を犯すのであります。天地の大眞理を看破ることが出来ずに却て眞理の反對の方向に迷ひ辿つて居るのであります。人慾の私に打ち克つことをせずして眞理をそつち除けにして小さい自我の慾望を満たさうとやつて居る我であります。さてその様な煩惱と云ふ穢い根性だらけの我々でありますけれどもその煩惱と云ふ濁り穢れた眞つ黒けな迷ひ心の奥底に尙一點光明々たる佛と云はれる尊い覺の本體を持つて居る。煩惱と云ふ穢い根性の奥底に秘められて居る一點光明々たる佛性を名づけて如來藏と云ふのであります。

如來

如來とは佛のことである。「如」とは「ごとく」、來とは「きたる」、「如」とは即ち眞理のことである。法性眞如の理體である。眞理は常住不變にして「常の如く」いつもの通りに易らないものである。先刻申しましたやうに我々の眼の前に羅列して居る現象差別のものからは皆悉く生滅變化を免れないものである。いつの時にか遂には毀れて無くなつて了ふものである。いつの時にか終の果には毀れて了ふやうなものであれば眞「まこと」とは云はれない。その相對差別界の眞實ならぬものを超越したそこに靈的のものがあるのであります。差別を超越したそこに靈の世界がある譯であります。それが眞理の世界であります。その眞理なるものは常住不變毫も易らない常の如くで「ごとく」「如」と云ふ譯であります。そこで眞理のことを眞如と申します。佛はその眞如と云ふものを覺つてやつて來た位であるから「きたる」「來」と云ふのである。「如より來る」ので如來と申します。つまり眞理を覺つた人格者を如來と云ふ譯であります。

その如來と云はれ、佛と云はれる尊い徳を我々は天然自然と生れながらにして持つて居るのであります。それでありながら我々はその本來具有しつゝある如來なるものゝ周圍に煩惱なる穢い塵埃をふりかけて埋め隠して居るのであります。如來と云はれる尊い

ものが煩惱の塵埃の中に埋もれて居るのであります。光り輝いた寶の玉が塵埃に埋もれて居るのであります。折角存在してありながら塵埃に埋もれてその光が外に輝かないのであります。叢雲に包まれて居る月の如くであります。叢雲がかかつて月が見えないのであります。見えないけれども叢雲の奥底に本から光明々たる月の存在して居るのである。月はあるけれども叢雲に覆はれて光りが現はれないのである。現はれないけれども月はあるに違ひないのであります。さう云ふ風に我々は生れながらにして佛と云はれる尊い徳を持つて居るのであります。尊い佛と云はれる徳を持つて居りながらその尊い佛なるもの、周圍を叢雲で取り巻いて了つて居る。佛性の月は本からありながら煩惱の叢雲で覆はれて外面に輝かないのである。表面に光り輝かないけれども初めから玉は有るのである。月はあるのであります。煩惱の塵埃で埋められて居るけれども如來と云ふ尊いものは本來持つて居る。具へて居るのであります。煩惱に覆はれ包まれ隠し蔽められてゐる如來の徳性を如來藏佛性と云ふのであります。——藏は「くら」である。「藏」の中に寶が納めてあります。黄金が道入つてあります。金藏には黄金を藏め覆うて居る。寶藏には寶を藏め隠して居る。その様に佛と云はれる如來と云はれる尊い佛性の

徳は我々初めから本から持つてゐるけれども、煩惱と云ふものに包み覆はれて居る。藏め隠されて居る。煩惱は藏のやうなもの、佛性は藏中の玉のやうなもの、寶のやうなものである。煩惱の藏の中に藏められて居るゆゑに表には見えないのである。表には見えなけれども藏の中に確かに如來と云ふ寶はあるのであります。煩惱の藏の中に藏められてゐる如來たる徳性を佛性と云ふのであります。

さて我々は本來佛如來たるべき性質を持つて居るとせば、その覆ひ隠してゐる煩惱の叢雲塵埃を打ち拂ひ、包まれて居る佛性を表面に開顯することに奮闘努力修養を積まなくてはならぬ。如何にも佛だな如來だなど尊い貴い人格的生活をせねばならないのであります。さう云ふことを勝鬘經に勝鬘夫人と云へる一女性が幽深な理想、崇高な信仰を釋尊に申し述べたのが勝鬘經と云ふ經典であります。それを聖徳太子は、推古天皇に御講義申上げられたのであります。故に我々は朝から晩までくよくよと迷ひ煩ひ煩惱と云ふ穢い濁つた根性を持つて居る。何一つ取得の無い無價値の我々であります。であります。その穢い煩惱の奥底に佛と云はれる如來と云はれる尊い崇いものを持つてゐる。生れたがらにして尊い佛と云はれる如來と云はれる徳を持つて居ると云ふことが自覺出來得

れならば早く／＼勉めてその如来たり佛たるものを蔽ひ隠してゐる煩惱を打ち拂ひ断ち切つて包まれ隠されつゝある佛性の光りが表面に明々と開顯して来るやうに修行し努力せねばならぬ。斯う云ふことになつて来るのであります。さう云ふことを説くのが聖徳太子の佛教であります。

どのやうな愚な者でも罪深い者でもその心の奥底には佛と云はれ如来と云はれる尊いものを持つてゐる人間だ。故にこれをよく／＼指導し啓發したならば何れの時にか本來具有の如来・佛の徳が表に現はれ光明に輝いて来るに違ひない。故に循々として善く善く之を教へるのであります。循々として教へて倦まなかつたなれば彼必ず自覺するに至るに違ひないのである。彼未だ我が感化に應ぜないのは自分の指導、自分の感化が未だ及ばぬからである。自己の親切が未だ十分に行き届かない故に彼をして何等の善も應へも見ないのである。十年かかつても五十年かかつても後の世に生れ替つてでもよく／＼指導したならば何れの時にか豁然として自己の本來持つて居る如来と云はれ佛と云はれる尊い佛性を開顯し見付けることが出来るに違ひない。斯う云ふのが太子の御精神であります。

免囚保護

故に刑務所に繋がれて居る罪人を見るのでも矢張りかく眺めるのである。今こそ外面に表はれた人を殺し人の物を盗んだその手足は實に憎むべきであるけれどもその憎むべき肉體の奥底には尙生れながらに尊い佛性を備へてゐる。彼も矢張り佛だ——斯う眺めるのであります。かの罪人の肉體の奥に秘みつゝある佛たるべき内面的人格を通して眺めるのである。罪人の具へて居る佛性も、悟り上げた聖者釋迦の佛性も何の異なりもない平等一味であります。故にその奥底に具へつゝある如来なる徳を通して見れば罪惡者も矢張り佛である。如来である。斯う云ふことになつて来るのであります。どうしてもそこまで行かなければ到底免囚保護と云ふことも徹底しないと思ふのであります。彼出獄して故郷へ歸つて來たらばまた何をすることも判らぬ、我家の藏を破るかも知れない、だから此上亂暴しないやうに保護してやらうと云ふ事では矢張一種の功利的の救濟法であります。それでは徹底しないと思ふのであります。どうしても内面的人格、汝も佛であるぞと云ふことを通して彼を見てやる。茲に眞の同情が湧いてくる。寧ろ彼の内面的佛性に對し一種の尊敬の念が起つてくる。汝も佛であるぞ、早く／＼本來具へつつある佛性と云ふものを見付け出し至心懺悔して尊い／＼良民と成り變つて國家に役立つ働き

して呉れよと——斯う云ふ風にやつて行かなければ到底感化と云ふものは徹底出来ないと思ふのであります。聖徳太子は斯う云ふ意味で感化をされたのである。——「能く教ふるときは之に従ふ」であります。

又家庭の上でも矢張りさうであります。家庭の上に於きましても主人は奥さんを佛なりと眺めて尊敬するのである。草臥れて宅へ歸つて来る我に好き感じを與へんとして待ち兼ねてゐて呉れる妻である。我をして喜の情に安んじしめる妻である。人を喜ばすと云ふことが即ち佛の心であります。又奥さんから云へば主人は佛だとして尊敬する。斯う云ふ互ひに内面的佛と云ふ人格を通して眺めるのであります。そこに徐ろに非常な尊敬の念が起つて来るのであります。是れが即ち宗教的家庭である。夫婦相和すと云ふ家庭の幸福が徹底するのであらうと思ふのであります。かやうに説き教へるのが大乘佛教であります。どのやうな者でも皆内面には佛と云はれ如来と云はれる尊いものを有つて居るのである。であるからしてどうにもかうにも仕方のない手のつけようがない甚だ悪いと云ふ様な者は一人もない。よく／＼教へればいつの時にか自覺が出来て、ああ俺も佛かいな——と氣付き遂には本來持つて居る佛性を見付け出さねばならぬ。佛の生活を

基督教との
相違點

せねばならぬ——斯うなつて来る譯であります。佛教と基督教との違ひはそこでありませぬ。基督教は我々は生れながらにして罪惡を持つて居る。その罪滅しをせなければ天國に行くことは出来ない。さて懺悔して天國に行つた所で神様にはなることは出来ないであります。佛教では罪滅して初めて佛ではない。煩惱を断ち切つて初めて佛と成るのではない。煩惱を持ち乍ら罪惡を持ち乍ら我々は初めから佛であるのである。我は本來佛なりと自覺が出来たなればそこが直ちに立派な成佛である。自ら佛の生活、世を濟ひ人を救ふに至るのであります。誰一人として佛と成れないと云ふことはない——斯う云ふのが大乘佛教の極致であります。

「其れ三寶に歸せずんば何を以つてか枉れるを直くせん」どうしても三寶に歸するにあらざれば正直な人格を作ることには出来ない。歸とは「つかへまつる」で三寶に仕へまつる。三寶を尊み貴んで纏り付くのである。信仰の力であります。それでなければ何を以て——どうして我々の枉り曲つてゐるねちけ根性を正直にすることが出来ようか、宗教の信仰の力に依らなければこのねちけ根性の直しやうがない。斯う云ふのが第二條の意味であります。

故に第一條に「人皆黨あり」又「違する者少し」とある。その當時幾多の閥族が互ひに黨を立て閥を作つて叩き合ひ殺し合ひをやつて居たのであります。その曲り枉つた黨派根性、それを異つ直ぐにするのは、和ぎ、和ぎ、なごやかな世界を作り出すのはどうしても斯う云ふ大乘佛教の信仰の力でなければ出来ない。「篤く三寶を敬ふ」と云ふ事の外には逆も何等の方法がないと太子はお考へになつたのであります。斯う云ふ佛教の理想、佛教の信仰を根柢として相和ぐと云ふことを實現させようと考へられたのであります。詰り篤く三寶を敬ふと云ふことの信仰の力を以て天地の大真理を貴み敬ひ真理に則つた生活をやつて行かう。斯う云ふ信仰的生活、信仰的の平和の世界を作つて行かう。でこの大乘佛教を以て我が日本固有の惟神の大道を闡明にし神祇の御威光を増益せしめようと太子は考へられた。故に篤く三寶を敬へよ、佛教の信仰をお勧めになつたのであります。それと同時に太子はまた新しく神祇の崇拜を示された。即ち 推古天皇の十五年に百官宰相を率ゐて大いに天神地祇の神祭を嚴に行はれたのであります。神祇崇拜と佛教尊敬と兩々相俟つて國民精神と云ふものを指導しよう太子は考へられたのであります。

惟神の道

太子の神祇崇拜

太子の用ひられた大乘佛教と云ふものの理想は決して我が日本固有の神道と云ふもの惟神の道とは何等の矛盾、何等の背馳する所はないのであります。所謂神佛一致であります。佛教の理想を以て神の御教へを高め、佛教の力を以て神の威徳を増し奉らうとされたのであります。佛教の理想が即ち神の教へ、神の教へが、即ち佛教の理想、これが太子の精神であります。それが千三百有餘年の間所謂神佛習合と云ふやうな學說の上に於て神社と云ふものが寺院の管轄の下に置かれ、政治的に神社は寺院の支配下に置く、春日神社は興福寺の支配を受ける。手向山は東大寺の支配に、龍田神社は法隆寺の支配を受ける。斯う云ふやうな制度になつて、その多年の制度に懐らなかつたその思想が徳川時代に勃發して非常に佛教反對の思想が起つて來た譯であります。それが明治維新に遂に廢佛毀釋と云ふ形に現はれて來たのであります。今日尙或る一部には佛教排斥と云ふやうな議論が大分あるやうですが、よくよく大乘佛教と云ふものを研究すれば聖徳太子の用ひられた大乘佛教と云ふものは決して日本精神と云ふものに背くものではないのであります。寧ろ日本精神を昂揚開發すべき所があるのであります。そこに一つ聖徳太子の御理想に立戻つて大乘佛教と云ふものをよくお考へ願ひたいと思ふのであります。

で太子の篤く三寶を敬ふ——佛と法と僧とを敬へと云ふことは先刻申上げましたやうな別體の三寶でない。佛と云へば印度に生れた釋迦、外國人の前に頭を下げよと云ふことでない。同體の三寶と云ふことは勝鬘經に説かれて居る三寶である。天地の大眞理を指して三寶と云ふのであります。神嚴な天地の大眞理に順應した生活をして行かう、眞理の儘に動いて行かうと云ふことが篤く三寶を敬ふと云ふ太子の御精神であるのであります。實にこの第二條の「篤く三寶を敬へよ」と云ふことは太子が日本に未だ會つて無かつたことを此處に堂々と表現されたのでありまして太子としては重要な問題であります。然るに有る愚説に流布して居る憲法には「三寶とは佛法僧なり」とあるけれどもそれは誤りの本である。太子の眞本には「三寶とは神儒佛なり」とあつたのであるなどと誠にやかに主張する人もある。但しそれは徳川時代に佛教排佛派の攻撃を恐れその論難の鋒先を避けんとして太子の三寶とは神儒佛である。神道と儒道と佛道の三つを云ふのであるとした愚説であります。太子の眞精神を知らない人の考へであります。一言申し添へて置く次第であります。

第五節 禮を以て本と爲よ

次に第四條であります。

四曰、群卿百寮以禮爲本。其治民之本要在乎禮。上無禮而下不齊。下無禮以必有罪。是以群臣有禮位次不亂。百姓有禮國家自治。

以禮爲本

これは治民の要は禮に在ることを教へらるるのであります。

「群卿百寮禮を以て本と爲よ」群卿百寮とは惣じて朝廷の列位にあるものを云ふのである。「卿」と云ふ字は章也明也であります。善を章かにし、理を明かにし、即ち臣たるの道を明かにする所以であります。臣たる道を明かにしてゐる者を卿と云ふのであります。群卿とは「キンタチ」と讀ましてある。むらがれる多勢の公達であります。百寮とは「寮」とは同僚の人々である。寮とは「つかさ」とも「ともがら」とも訓む字であり

ますが役を同じうするそれを寮と云ふのであります。詰り「群卿百寮」とは總べて朝廷に仕へて居る役人を云つたことでもあります。朝廷の列位に在る人を云ふのであります。

冠位十二階

この十七條憲法は 推古天皇の十二年に制定されたのであります。それに先立つて推古天皇の十一年に冠位十二階と云ふものをお定めになつてゐるのである。而してこの憲法制定の準備をされたのであります。冠位——「かんむりくらゐ」それを十二級定められたのであります。仁・義・禮・智・信の五常の順序を仁・禮・信・義・智とされた。これは徳治時代の制度でありますから智よりは寧ろ徳が大切である。智は寧ろ下位である、徳の方が上位なりと次第されたのであります。而して仁・禮・信・義・智の五常のその上に最高位として徳と云ふものを更に一つ加へて徳・仁・禮・信・義・智としてその六つを大と小に分つて大徳、小徳・大仁、小仁・大禮、小禮・大信、小信・大義、小義・大智、小智・かやうに十二級の階位を定められたのであります。その仁・禮・信・義・智の五常を之を五行に配して——五行と云ふことは道教の思想であつて即ち木・火・土・金・水の五行の説であります。仁・禮・信・義・智の五常を五行に配しましてその冠にそれ／＼青・赤・黄・白・黒の五色の糸で冠の飾を附けるのであります。さう云ふ様な

冠を着せる譯であります。仁の大仁、小仁は木徳である。木は青くあるからそこで青色の糸で飾つた冠を着せる。それから禮の大禮、小禮は火である。火は赤くある故に赤い糸で飾る。それから信の大信、小信は土である。土は黄であるから黄色で飾る。それから義の大義、小義は金である。それ故に白い飾をする。白金は白い。それから智の大智、小智は水である。水は淀むと黒い故に黒の飾の冠を着せる。さうして一番上位の徳の位であります。仁・禮・信・義・智の五つの位を總べ括つた位であります。故に徳の位は雜色でありまして混合色の紫の飾の冠を着る。斯う云ふやうに大徳小徳は紫、大仁、小仁は青、大禮小禮は赤、大信小信は黄、大義小義は白、大智小智は黒、斯う云ふ飾のある冠を階級に應じて着せる。さう云ふ制度が出来たのであります。

それは先に申述べました通り 神武天皇様以來長く官吏の職務を門閥的に親から子へと血統相續して居つたのであります。そこに互に黨を立て閥を作つて、大變な弊害が起つて來た譯であります。その舊制度を根柢から打破して人材を拔擢して要路に立たしめる。斯う云ふ人材登用の途を開かうとされたのが冠位制度であります。在來の血統相續でやつて居つた門閥制度を打破して人材登用の途を拓いて所謂野に遺賢無しと云ふ制度

を作られたのがこの冠位制度であります。で在來の如く別に氏素姓は持つて居らなくとも人物でさへあれば厚く之を用ひて冠を戴かせて要路に立たせて行かう、斯う云ふ制度であるのであります。

さう云ふ冠位十二階の役人達を群卿百寮と云つたのであります。この群卿百寮の官吏は「禮を以て本とせよ」——一番大切なものは禮の道である。禮なるものは人文の節度であります。一步進まうか一步退かうか——斯う云ふ進退起居の節度を正しくするのが禮であります。第三條に於きまして「詔を承けては必ず謹めよ」と君臣の大義、上下の秩序を規定されたのであります。その上下の秩序を調べますのはどうしてもそこに禮と云ふものを以て根本とせなくてはならないと言はるのであります。

儒教と禮

抑も禮と云ふことは元來儒教道德の教訓であります。儒教に於きましてはこの禮と云ふものを以て道德の要道とするのであります。故に孔子は論語等に懇切に禮の道を説き教へて居るのであります。論語に所謂「己に克ちて禮に復る」——人慾の私に打ち克つて禮と云ふ正しきものに立ち戻つて進んで行かねばならぬ。又「禮に非ざれば視ること勿れ、禮に非ざれば聽くこと勿れ、禮に非ざれば言ふこと勿れ、禮に非ざれば動くこと勿れ」——眼で物を視るのも耳で聲を聽くのも口でものを言ふのも體を動かすのも禮と云ふものに外れては不可なり。物を視、聲を聽き、語を出します、體を動かします、我々常に外物に觸れて物を視、聲を聽き、言葉を發し、體を動かします。内にそれを抑制する一つの不動の規準とする道が無ければ徒らに動かしては遂には道を履み違へるに至るのであります。それ故に視聽言動を正しかるべく制裁を加へる、それが即ち禮であります。禮を以て視るべく聽くべく言ふべく動くべく夫々之を節しなければならぬ。でなければ猥りに盲動することになる譯であります。禮に非ざれば視ること勿れ、禮に非ざれば聽くことも云ふことも動くこともする勿れ、と斯く孔子は禮の大切であることを教へて居るのであります。

太子は憲法第一條に和らぎを貴ぶことを云はれました。その「和らぎ」と申しましたも只だ唯だ溫和と云ふことのみを知つて和にのみ捉はれてはまた大變に誤る所が起つて來るのである。唯だ人の爲す儘に盲従し更に相争はないと云ふのみが眞の和では無い。眞の和なるものは内、眞理の命する所に順應し嚴乎たる鞏固なる規準に法らなくてはならないのである。その嚴乎たる規準となるものが即ち禮であります。さりとして又嚴肅な

和と禮

太子は憲法第一條に和らぎを貴ぶことを云はれました。その「和らぎ」と申しましたも只だ唯だ溫和と云ふことのみを知つて和にのみ捉はれてはまた大變に誤る所が起つて來るのである。唯だ人の爲す儘に盲従し更に相争はないと云ふのみが眞の和では無い。眞の和なるものは内、眞理の命する所に順應し嚴乎たる鞏固なる規準に法らなくてはならないのである。その嚴乎たる規準となるものが即ち禮であります。さりとして又嚴肅な

る禮のみでもまた中庸を失ふのである。故に禮の奥底に和なるものを持つて居らねばならないのであります。故に論語に禮は和を以て貴しとすと教へられて居ります。禮と云ふものは上下の秩序を正すもので極めて嚴肅なものであります。上下の秩序を正して、上に居るべき者下に居るべき者、上たる者は上に坐る、下たる者は下に坐る、親は上に坐り子は下に坐る、夫は上に在り妻は下に居る、斯く上下の秩序を嚴格に正しくするのが禮であります。さりとて禮の唯だ嚴肅と云ふことのみには捉はれずと又殺風景なものになつて情味が關けて來るのであります。そこで外には嚴格なる規律そのままにそこに内和らぐと云ふことがなくてはならぬのであります。よつて禮は和らぎを以て貴し、内和らぎを持ちて居て而して外嚴格なる態度を失はない。外嚴格なる態度を持つて居て内和らぎと云ふことを持つて居らなければならぬ。音楽は高い響き、低い響き、高い響きはどこまでも高い、低い響きはどこまでも低い、其の旋律を正うして更に亂さないところが禮であります。高い聲はどこまでも高い、低い聲はどこまでも低い、さうしてそこに調和が取れて啾唳たる和音が發するのであります。上下の秩序を正しくして行く、そこが禮である。禮によつて上下の秩序を正しくする、さうしてそこに打解けた和らぎと云

ふものを持つて居らなければならぬ。和らぎと云ふものを持つて居る禮であらねばならぬ。又嚴格なる禮を持ちつつある和らぎと云ふものであらねばならぬのであります。

所謂義は君臣と仰せられるのは禮である。情は父子と仰せられるのは和であります。

故に孔子は禮は和らぎを以て貴しとすと言はれたのであります。今太子は第一條に和ぎを以て貴しとすと言はれたのはそこであります。

和を中心として而して禮を以て其の和を飾るのであります。それが禮節であります。禮節の制裁を加へられて行くのでそこに於て和が弊害の伴ふ無く上たる者は上、下たる者は下と云ふ嚴然たる態度を持ちつつ上は下を慈しみ、下は上を敬ふ、斯う云ふ和になつて來るのであります。孝經に「上を安んじ民を治むるは禮より善きは莫し」——上を安んじ奉り民を治める道は禮より善い道は無いとあります。禮は敬ひの道——結局禮なるものは敬ふと云ふことに歸するのであります。禮と云ふ字は示偏に豊と云ふ字を書いてあります。示は天が民に吉凶を垂れ示すと云ふ意味であります。豊と云ふ字はお祭りの器であります。神様に御供物を器に盛り上げてそれを神前に陳ねてお祭りをすると云ふ文字であります。で神様の御前に恭しく澤山な器に供物を盛り立てそれを神に進

めるその禮儀作法であります。それがまア禮と云ふ字の意味であります。その神に仕へまつる如き真心の籠つた態度であります。それが即ち禮であります。どうしても心の内に嚴格なる禮と云ふものを養つてその禮と云ふものを以て自分の仕事に節制を加へて行くのであります。これは爲すべきか、爲すべからざるか、進むべきか、退くべきか、その節度の規準となるものが禮であります。故に上たる者は下に向つて之を慈しんで行く、これが上たる者の禮であります。又下たる者は上に向つて敬つて行く、これが下たる者の禮であります。慈しみ敬ふと云ふこの節度であります。上たるものは下に向つて慈しむと云ふその節度を以て履み迷はぬやうにやつて行く、下たる者は上に向つて尊敬して仕へて行くと云ふその節度を誤らないやうにやつて行くのであります。

「其れ民を治むるの本は要す禮に在り」民を治むるの本は只唯禮に基くのである。「上禮あらざれば下齊ふらず」——上たる者が禮を失ふと云ふことであればその影響する所下に居るべき民が必ずやその惡感化を受けて節度を齊ふることが出来ない。秩序を誤つことになつて来る。又「下禮無きときは以て必ず罪あり」——下たる者が禮を失ふ、禮儀が失墜する、禮儀が失墜すれば淫風大いに起つて男女別なく遂に相奔り相奔ると云ふこ

とになつて、そこに犯罪と云ふものが起つて来るのであります。下禮無きときは以て必ず罪あり——一時我國の政治家の態度はどうであつたか、自己の身分をも顧みずに色々な收賄問題なんか起つて盛んに罪惡が行はれた譯であります。下禮無きときは以て必ず罪あり——自分の態度を節する。自己の行動を抑制すると云ふ一つの禮なるものを持つて居らなかつたならば、遂には法を越えて犯罪を敢へてすることになるのであります。「是を以て群臣禮あれば位次亂れず」——臣たる者がそれぞれ上下の秩序を正しくする、秩序を正しく禮節を持つて居れば自己の位次が亂れない。上に居るものが上たるの道を履み、下たる者は下たる道を履む、その位次が亂れない。誤たないのであります。「百姓禮あれば國家自ら治まる」國民舉りて上下各自に嚴として禮節を正ふして居つたならば國家は自ら治まり泰平になつて行く譯であります。

かく聖徳太子は禮なる教を以て治國の要道とされたのであります。社會の組織が秩序整然として一糸亂れざる状態を理想とされたのであります。禮なるものを單に一種の虚偽の形式とのみ見ずに現實の社會を整へる必然の法則とされたのであります。禮と云ふものを只虚偽に陥つて了つては駄目である。それでなしに現實の社會を整へる必然の規

準として教訓されたのであります。禮を以て本とすると云ふことは實に東洋道德の根據であるのであります。然るに一時ヨーロッパの思想が這入つて参りましてその禮と云ふものが滅却し去り、遂に自由主義と云ふことになつて上下の秩序を紊し師弟の禮も凶するやうに悪化するのであります。どうしても禮なる東洋道德を尊重し實踐しなくてはならぬと思ふのであります。

第六節 養を絶ち欲を棄てよ

それから次に第五條であります。

五曰、絶養棄欲、明辨訴訟、其百姓之訟、一日千事、一日

絶養棄欲

尚爾、况乎累歲、須治訟者、得利爲常見、賄聽讞、便有財之訟、如石投水、乏者之訟、似水投石、是以貧民則不知所由、臣道亦於焉闕。

恬淡無慾

是れは臣道は恬淡無慾公明正大なるべきことを教訓されるのであります。

「養を絶ち欲を棄て」とは「養」は音「テツ」である「アヂハヒ」と訓ませてあります。所謂御馳走政略であります。それから「欲」と云ふ字は「タカラホシ」と讀ましてある。收賄であります。金錢を食り取りて問題を左右するのであります。民の訴へ事は公明正大であらねばならぬことを教訓されたのであります。役人たる者が人民の訴を聴き願ひ事を取り扱ひますその態度であります。養を絶ち欲を捨て恬淡無慾でなくてはならぬ。公明正大に訴へ事を判断しなければならぬ。かやうな文字の裏面には當時の狀態は賄賂に依つて事を左右して居つたと云ふ缺點をよく知る事が出来るのであります。民の訴へを聴くのに養「アヂハヒ」御馳走であります、欲「タカラホシ」賄、金錢の賄賂に依つて事を左右する、さう云ふことがあつてはならない。養を絶ち欲を捨てて所謂

恬淡無慾公明正大に訴訟を聽かなければならぬ。太子は維摩經義疏に天雨私無しと言はれてあります。公平無私でなければならぬのであります。「其れ百姓の訟は一日に千事あり」——訟願は一日に千事件もある。「一日すら尙ほ爾り況んや累歳をや」——一年中にどれ程の事件があるか知れない。「訟を治むべき者が利を得るを常とし賄を見て讞を聽く」——自己の利益になることならばと云ふやうに自分の利益を算盤に置いてさうして事を扱ふと云ふことが常習になつてゐる。實に歎かはしき事である。そのやうな事では「便ち財あるものの訟は石を水に投ぐるが如し」——金を持つて居る人は賄賂を行ふことが出来るからいと易く事件に勝つ譯であります。石を水に投じることが如くと易く勝利を博する譯であります。それに反して「乏しきものの訴は水を石に投ぐるが如し」——貧乏な者財力の乏しい者は賄賂を行ふことが出来ない。その訴はいつも失敗であります。水を石に投ぐる如くなく／＼むつかしいことでもあります。この「石を水に投ぐる、水を石に投げる」と云ふ語は文選の文字であります。文選と云ふ書物は非常にむつかしい文章を集めたものであります。支那では文選學と云ふ一科の學問があつたのであります。聖德太子はさう云ふやうなむつかしい文選と云ふ様な書物までも研究され

て居つたと云ふことがこれで解る譯であります。「是を以て貧しき民は由る所を知らず」——さう云ふ譯であるから貧乏な人間は「由る所」——何に由つて進んで行けばよいか、その由る所を知らないと云ふやうな憐れなことである。さう云ふことでは「臣道亦焉に於てか闕く」——臣たる者の道が闕けて行はれぬと云ふことになつて来る。どうしても臣たる者の道は恬淡無慾に存するのであります。太子の政治は弱きものに同情あるものであつたと云ふ事が伺はるのであります。

かの北條泰時であります。初めは實に憎むべき亂暴な政治家でありましたけれども後には大變な善き政治を行ひました。ああ云ふやうに泰時の態度が變つて來たのはこれに一に明慧上人の感化力であります。京都の西山の梅尾と云ふ山寺高山寺に居りまして生れは紀州の人であり高尾山神護寺の文覺上人の弟子であります。大變學徳兼備の高僧でありました。後鳥羽天皇の御歸依を受けた人で、天皇から彼の梅尾の境内——大きな山林を頂いたのであります。而してその境内が殺生禁斷の清淨地となつた譯であります。所が鎌倉兵が京都を攻めました。朝廷の公卿達は豫てより明慧上人の感化を受けて居りました。彼の有名な定家卿もその一人であります。さう云ふ文士達がどどん明慧

上人の梅尾山へ難を避けて來たのであります。鎌倉の兵はそれを知つて梅尾を攻めたのであります。さうして此處に隠れて居る公卿達を引渡せよと要求したのである。時に明慧上人は此處は 天皇より賜つた殺生禁斷の清淨地である、猪と雖もこの境内に逃げ込んだものは獵師に渡さない、この境内に逃げ込んだ人達、衲の衣の袖に縫つた人は一人として引渡すことは出来ない、若しそれが悪ければ先づ以てこの明慧の首を刎ねよ、と云つて毅然として一人も渡さなかつたのであります。そこで鎌倉兵は明慧上人を縛つて六波羅に連れて行つたのであります。縛られて六波羅へ連れられて行つたのである。所が泰時は豫てより明慧上人の高徳を慕うて居つたのである。平素私かに尊敬して居つた明慧上人が今縛られて來たのでそれを見るなり泰時は土下坐してお詫びしたのであります。泰時はそれを機會として深く明慧上人の感化を受けたのである。上人は泰時に對して政治の要道は唯恬淡無慾に在ることを教訓されたのである。「安留倍幾夜字和」——七字訓と申します。「あるべきやうは」の七字の教訓であります。君は君であるべきやう、臣は臣であるべきやう、父は父であるべきやう、子は子であるべきやう、と云ふ教訓であります。で臣たる者は臣としてあるべきやうの道を履まなければならぬ。政治の要道は恬

あるべき
やうは

淡無慾である。斯う云ふ教訓を頭にこびり付く程誠しめられた譯であります。ここに於て泰時の態度が一變してああ云ふやうな立派な政治を行つたのであります。

さう云ふ譯で政治を行ふ者、訟を裁判する者はどうしても恬淡無慾であらねばならぬ、賄賂に依つて事を左右すると云ふやうなことがあつては大變だと、かく教訓されるのであり、その文字の裏に如何に當時の政治が紊れて居つたかと云ふことを讀むことが出来るのであります。で先きにお話したと思ひますが、かの朝鮮問題が非常に行き詰つてはや日本の威令が朝鮮に行はれないやうな失態を來しました。その本は 繼體天皇の御代に大伴金村が朝鮮の三國の一つである百濟から三國の境界問題に付て賄賂を取つて百濟に私したのであります。百濟に都合の好い態度を取つたのであります。役人が賄賂を取つて私すると云ふやうなことに觸つて遂に日本の威令が行はれないことになつたのであります。さう云ふ風に充分賄賂に依つて政治を行ふと云ふことが行はれてあつたことが知れるのであります。どうしても天雨私無しであります。私無し——公平無私、大きい木は大である丈に小さい草は小さい草である丈に、それぞれよろしきに應じて公平に潤を受けるが如くに公平無私——公平なる態度を以て治めて行かねばならぬ。これが第

第七節 惡を懲らし善を勧めよ

それから第六條であります

六曰、懲惡勸善、古之良典。是以無匿人善、見惡必匡。其諂詐者、則爲覆國家之利器、爲絶人民之鋒劍。亦佞媚者、對上則好說、下過逢、下則誹謗、上失其如此、人皆無忠於君、無仁於民、是大亂之本也。

これは懲惡勸善であらねばならぬことを誡められたのであります。

懲惡勸善

春秋

「惡を懲して善を勧める」人の罪を懲罰し、さうして善事を勧めて遂げさせる。これが古の良き典、道である、典とは規則であります。詰り懲罰が目的ではない、善に遷らせるのが目的であります。刑務所に入れて只懲すと云ふことが目的ではない。良民たらしめると云ふ事が目的であります。何んとかして良民たらしめようとの有難い思召を以て茲に遣る瀬ない御思ひを垂れさせられその罪惡を打懲し遊ばさるるのであります。慈仁天の如し、有難き大御心よりしてこの罪惡者をして忠良なる民たらしめたい。斯う云ふ尊い思召よりして刑務所と云ふものをお設けになつたのであります。善に遷らせようとの道行きとして慈に懲しめると云ふ刑務所が出来て来たのであります。懲すと云ふことが目的でなく、勧めると云ふのが目的、惡を懲して善を勧める、これが古の良典——「よきのり」であります。古の良典と云ふことを古人は支那の春秋であるとして居ります。春秋と云ふ書物は孔子が歴史を編纂して不忠なる臣の罪を筆誅し忠良なる臣を褒めたものであります。左丘明が之を註釋したのが即ち左氏傳——左傳と云ふ書物であります。その春秋を指して古の良典と云ふのだと解する人もあります。が、さう支那の書物と見ないで我が日本に於ける古へよりの皇祖皇宗の良き典、教へた

とかう解して可なりと思ふのであります。あながち外國の書物を持つて來なくても宜しい事と存するのであります。

「是を以て人の善を匿すなく、惡を見ては必ず匡せ」——人に善いことがあればそれを匿さずに知らぬ顔をせず結構な事だ、結構なことだと褒め揚げてそれに援助を與へその善事を成し遂げさせなければならぬ。それが我々はどうも人の悪い事は一寸程のことでも一尺に引伸ばして吹聴したがる。さうして失敗するのを手を叩いて喜んでゐるのであります。人の善いことと云へばどこも知らぬ顔をして居たいのであります。それになしに人の善いこととあれば些細なことと雖もそれを覆ひ隠くして餘所事にして居らずにそれを善き教材として褒め立て、褒め立てて人の手本にも爲るやうに、又その仕事を援助して成功させるやうにやつて行かねばならぬ。又「惡を見ては必ず匡せ」人の惡しき罪惡を見付けたならば必ず知らぬ顔をして居らずに「匡せ」——匡正を加へ訓誡を與へて善良に遷らせなくてはならぬ。その過ちが甚だしきに至らぬやうに匡し正し導き誘うて行かなければならぬ。

詔詐

「其れ詔詐のものは則ち國家を覆すの利器たり」——詔と云へば「へつらひ」詐と云

へば「あざむきいつはり」であります。詔、人に向つてへつらひおべつかをやる詔ひ心は曲つた根性であります。自分の心の内では「彼奴めが」と蔑視して更に尊敬する意味は無いのであります。心の内では更に尊敬する心はないけれども心の儘に形に現はしたならば直ぐに斥けられなければならぬ。昔であれば家老が大名殿様におべつかをする。心の中では阿呆だなアと思うて居りまして心に思つて居る通り率直に主人を憫へて「貴方は馬鹿だ」——こんなことを云へば御機嫌に觸れて直ぐに扶持から離れる譯であります。そこで心の中では馬鹿殿だと思つて居りましてその心を曲げて「貴方は明君だ」と云つて己の心にも無い曲つた態度を示して頭を下げるのであります。さう云ふ曲つた詔ひ根性であります。それから詐と云へば「あざむく」いつはりであります。心にあらぬことをあざむいてするのであります。さう云ふ詔うたり詐りたりすると云ふやうなものも國家を覆へす所の利器だ——銳利なる器械——銳利なる刀は人を殺すの器であります。そのやうに國家と云ふものを覆へす銳利なる道具である。又「人民を絶つる鋒劍たり」——又人民の幸福を絶ち滅して了ふこと鋒劍の如くである。鋒や劍で人の生命を絶つて了ふ様な誠に恐るべきものである。

又「倭嬖のものは上に對しては則ち好んで下の過を説く」——「倭嬖」こびおもねるものは上の人に對しては好んで下の者の過ちを尾鱗を附けて大きく云ひふらすのである。某は貴方のことを斯様々に申して居りますなどありもせぬ事を拵へて讒するのであります。又「下に逢うては則ち上の失を誹謗す」——又下の者に逢ふ場合には上の人の闕點を言ひふらして誹るのであります。さう云ふ風に上の人に對しては下の者の過失を云ひ立てる、下の者に向つては上の人の缺點を云ひふらす、是れを離間語と云ふのであります。甲に向つては乙の人の悪口を云ひ乙の者に向つては甲の人の悪口を云ふ、甲と乙と仲好くしてゐるそれを仲違ひさせる離間策を講ずるのであります。

「其れ此の如きの人は皆君に忠なるなし」——君に對して忠誠なる真心と云ふものを持つて居らない、又民に對しては憐むと云ふ真心を持つて居らない。君に忠なく不忠、民には仁なく不仁、さう云ふやうなことは國家の亂れる根本だ。故にどうしても人に善の行爲があればそれに共鳴して尊み貴んでそれを助けて成功させるやうに、又罪惡を見付けたならば誠め懲してその惡しき態度を匡して行かなければならぬ。惡を懲して善を勸めると云ふことは古の良き典、道である。それを學び學んで進み進んで行かなければならぬ。斯う云ふことを云ふのであります。

第八節 各任掌あり

次は第七條であります。

七曰、人各有任掌、宜不濫其賢、哲任官、頌音則起、奸者有官、禍亂則繁。世少生知、克念作聖、事無大小、得人必治、時無急緩、遇賢自寬。因此國家永久、社稷勿危。故古聖王爲官、以求人爲人、不求官。

是れは官吏の服務規律を正しその任用を戒飭するのであります。

「人各任掌あり宜しく濫れざるべし」——役人にはそれぞれ職務の掌程と云ふものが定まつてゐる、職域と云ふものがある。それを濫してはならぬ。内務のことは内務大臣がやる、外務のことは外務大臣がやる、各々司る所の任務繩張がチャンと決つてある。それを宜しく濫れざるべしであります。内務のことをやるべき役人が外務の事に喙を容れる、外務をやるべき役人が内務のことに喙を容れると云ふやうなことがあつてはならない。嚴としてその掌程のある所に忠實であらねばならぬ。

「其れ賢哲官に任ずるときは頌言則ち起る」——賢哲たる立派な有爲な人格者が官に任じて職務を行つて居ればどんどんと善き政治が行はれ、民は其の堵に安んじてその徳を頌め讃へる聲が四方に起つて来る。所がそれに反對して「奸者官を有つときは禍亂則ち繁し」——姦佞なる者が官を有し職務を行ふと云ふことがあれば國家の禍亂繁く、それからそれへと次第々々に不祥事が起つて来る。

「世には生れながらにして知る人少し、尅く念うて聖と作る」——世の中には生れながらにして知ると云ふものは少い。學んで之を知るのであります。論語に「生れながらにして之を知る者は上なり。學んで之を知る者は次なり。困しんで之を學ぶ者は又其の

次なり。困しんで學ばざるは民斯れを下とす」——斯う分類して居りますが、天の才を抱いて生れた聖人であればいざ知らず、生れながらにして知ると云ふものは先づ少い譯である。聖人たる孔子でさへも「我れ生れながらにして之を知る者に非ず、古を好み敏にして以て之を求むるものなり」——俺も生れながらにして知つたのでない、古を好んで——古人の教へを嚙み分け／＼て鋭敏に求め求めてどうなりかうなり一人前になつたんだと云つて居るのであります。「克く念うて聖と作る」——聖人の道をよく／＼學び學び思ひ念うて初めて聖人の位置に到ることが出来るのである。よく念うて聖人と作るのである。故に役人を任用するに當りては克く學び克く念ひ得てその任務に堪ゆるや否やその人物を充分に考査し能く注意を加へ人選を嚴にせなくてはならないぞと戒飭されるのであります。さてこの「克念作聖」と云ふ語は書經や千字文にある文字であります。誠に坐右の銘とすべき善い語であります。

「事に大小なく人を得て必ず治まる」——事とは政治であります。「まつりごと」です。大問題であれ小問題であれ、大となく小となく、必ず其の人を得て初めて治まるのである。徳を具へた立派な賢人を得て國政方に治まる譯である。「時に急緩無し賢に遇

うて自ら寛かなり」——國家多事急なる時でまれ天下泰平緩やかなる時でまれ、急の時であらうが緩やかな時であらうが、何の時にしても「賢に遇うて自ら寛かなり」——賢明な人に出遇うて初めて國家が寛つたりした泰平の世を見ることが出来るのである。

「此れに因つて國家永久にして社稷危きこと勿し」かやうに賢哲の人が職務に就いて正しき政治を行ひ「此れに因つて」——そこで國家が永久にして社稷危きことなきに至るのである。方に初めて天壤無窮の御神勅が實現することが出来る譯であります。

「國家永久にして」——國家の生命は久遠であり永遠であります。「社稷」——社と云へば土地の神、稷は五穀の神である。國は土と穀とに資りて以て人を養ふが故に祭るのである。故に社稷とはその義が轉じて遂に國家を意味することになるのである。今國家永久にして社稷危きこと無しとは我が皇室の榮えまさんこと天地と與もに窮り無しと仰せられた御神勅の御精神であります。

「故に古の聖王は官の爲めに以て人を求む」——先づ以て官を設ける。官が先づ出来て而して後その官に有用なる人を求めるのである。「人の爲に官を求めず」——この人間何んとかしてやらなければならぬと云ふ意味に於て人間の爲に椅子を拵へて位に坐らせ

ると云ふやうなことがあつてはならぬ。從來の血統相續の門閥的の制度にては血統相續で政治の權力を私して居つた時代は人の爲に官を求めて居つたんであります。大連の家の人間であるからその人間の爲に大連と云ふ職務を與へる。大臣の家に生れた人であるから大臣の職務を與へる。それは人の爲に官を求めて居つたのであります。それを根柢から打ち壊さうとして官の爲に以て人を求めて、人の爲に官を求めずと規定されたのであります。

第九節 早く朝し晏く退けよ

夫れから第八條であります。

八日、群卿百寮早朝晏退。公事無_レ監終日難_レ盡。是以遲_レ朝不_レ速_ニ于急_ニ早退_ニ必事不_レ盡。

これは時間の勵行を肅正さるのであります。

群卿百寮——役人たる者は朝廷に出勤するには朝早くあらねばならぬ。星を戴いて出勤するのである。出勤時間が若し八時と定つてあれば乾度八時に遅れないやうに出勤する。遅く時は亦遅く退く。星を戴て出勤し星を戴いて退出する。かくせなくてはならぬ。「公事監きことなし」——監きこと無しとは詩經に「王事監_レいこと靡_レし」とありま_す。王事を公事と書き改めたのである。監とは「やさしい」と云ふことであります。もういもういやさしいことではない。なかなかむつかしいと云ふことであります。公事——おほやけの事務朝廷の御用はなかなか監いことなし——さうやさしく出来ることではないなかなかの事である。「終日にも盡し難し」——朝から晩まで一日中かかつても片附かない。「是を以て遅く朝れば急に速ばず」——八時の出勤であるのに十時頃に顔を出すと云ふやうなことでは急の御用には間に合はぬことになる。それから「早く退けば必ず事盡

さす」——四時の退けであるのに最早三時になればさつさと歸つて了ふと云ふやうなことをやつて居つては必ず事務が滯滞して盡き果てない。それ故に朝は早く出てさうして遅く退き汝々汲々塞々として躬の故に匪_レ己を忘れて御奉公せねばならぬぞとかやうに時間の勵行を誠められるのであります。

近頃時の記念日と云ふことが出来て 天智天皇様を御記念して居りますが、それは天智天皇様が時計をお作りになつたと云ふことの爲に御記念申上げることでありませうが、時間と云ふ觀念は本と聖徳太子に依つてかく誠しめられて居るのであります。これは 聖徳太子は勝鬘經や法華經を御註釋になりましたが、法華にも勝鬘にも到る處に時間の觀念を誠しめられて居ります。「今正しく是れ時なり」と説かれて今こそやる時であるぞと云ふことを幾度となしに釋尊は弟子に誠しめられて居るのであります。聖徳太子は矢張さう云ふお經の上からセントを得られたのであるかどうか判りませんが、兎に角 聖徳太子に依つて時間の觀念が非常に厳しくお告げになつて居るのであります。故に我國の時間の記念日なるものは更にもう一時期古く寧ろ 聖徳太子に遡つてこの十七條憲法發布の日を以て記念日とすべきであると思ふのであります。

第十節 信は是れ義の本なり

それから第九條であります。

九曰、信是義本。每事有信。其善惡成敗。要在乎信。群臣共信何事不成。群臣無信萬事悉敗。

信義根本

これは信義の重んずべきことを教訓するのであります。

信ずると云ふ事が即ち義の本だ。義とは「宜也」で「よろしき」と云ふ字であります。その時機その場合その問題のよろしきに随ひ相應しく處置して行くのが義であります。で義と云ふものはその機會その場合に隨うて臨機應變であります。義なるものは變化のあるものであるからこれの根柢として動かすべからざるもの一つ持つて居らねばならぬ。それが即ち信なるものであります。肚底に信ずると云ふ力強い真心です。信ずると云ふ「まこと」と云ふものを心の奥底に深く持つて居る。それよりしてその信ずる

と云ふことが根柢となつてその時機その場合に應じて道を履み違へず宜しき處置を取つて行くのが即ち義であります。肚の奥底に信ずると云ふ淨い淨い偽らざるまこと心、清い清い偽らざるまこと心と云ふものを持つて居りませんければ時に應じ場合に應じて處置を取つて行くことに狂ひが起つて參ります。その機會その場合によろしきに隨つて處置して參りますそのやり方はどうしても心の奥底に持つて居る確固不動の大信念と云ふものから動いて來なければならぬ。信は義の根本。「事々」に事々物々信と云ふ力から動いて來なければならぬ。

信ずると云ふことは佛教で最も大切に教ゆるのであります。詰り天地の大真理なるものを心の奥底から更々疑ふことなく受取り信認するのであります。天地の大真理と云ふものを一點の疑ひもなく之に信順し我が心に受取るのであります。天地の大真理にまかれそのままになるのであります。信ずると云ふことは信任の信で「まかす」のであります。自分の心を天地の大真理にまかせるのであります。さうすると自分の事々物々が大真理の儘に現はれて來るのであります。その真理の儘に現はれて來た態度が信ずると云ふことであります。一點の邪心も懐かず、一點の私心も挿まない、天地の大真理の儘

まかす

に動いて来る、それが真心であります。恰度水晶の珠、水晶の珠自體が已に透明清淨無垢なものである。而も之を濁つた泥水の中に投げ込みますと濁つた水も亦水晶の珠の光に照らされて清淨になるのであります。水晶自己も清淨而も他の濁水も清淨ならしめる——さう云ふ風に信すると云ふそれ自體が已に眞理に順應した清淨なものである。その清らかな信なるものが我が肚底に出来て参りますと在來持つて居りました濁つた邪念も無くなり清淨化して了ふのであります。信なるもののそれ自體本より已に澄み切つた清淨無垢である。而も亦濁れる邪念をも澄ませるものである。かやうな純眞純潔なる心が信であります。事々物々信すると云ふことから出發しなければならぬ。

「其れ善惡成敗は要す信に在り」——事の善である、惡である、成功する、失敗する、その由つて来る所は要するに信なるものに基くのである。信する所にあつてそのままに行ひ行うたならば善となりまた成功するのである。信すると云ふものが更に無く浪りに人慾の私のままに動いたならば惡となり遂には失敗するのである。故に善と惡と、成ると成らぬとは要は信すると云ふ事に基くのであります。故に「群臣共に信あるときは何事か成らざらん」——臣たるものは誰も彼も共に皆心の奥底に信念と云ふ清い淨い一點

不動の真心を貯へその信すると云ふ清い心の力から手を動かし足を動かしたならばどのやうなことで成り立たぬことはない。成功しないことはない。その反對に群臣に若し心の奥底に敬虔なる信すると云ふ淨いものの持合せ無く唯只邪なる心のみを持つて居つたならば萬事どのやうなことをやつても設ひ一時は成功するかも知れないけれども結局は失敗だ。「萬事悉く敗る」。故に心の奥底に俯仰天地に漸ちぬと云ふ氣高い信すると云ふ一つの信念を養はなければならぬ。

太子は當時の人民に向つてかく教訓を施されたのであります。かやうな態度を持つて内外共に行詰り行詰つて居つたかの時代を突破し而して劃期的の大文化を作り明かな大天地を開かれたのであります。今日この重大な時局に當りて 聖徳太子の御教訓を一つ味ひ味うてこの難關をよくよく御救濟あらんことを切にお願ひする次第であります。

第十一節 忿を絶ち瞋を棄てよ

七四

次は第十條であります。

經本集經

十曰、絶^ニ忿^ヲ棄^テ瞋^ヲ不^レ怒^ス。人^ノ違^フ。人^ノ皆^ハ有^ル心^ニ。心^ノ各^々有^ル執^ヲ。彼^レ是^レ則^チ我^レ非^ニ。我^レ是^レ則^チ彼^レ非^ニ。我^レ必^ズ非^ニ聖^ニ。彼^レ必^ズ非^ニ愚^ニ。共^ニ是^レ凡^ニ夫^ノ耳^ト。是非^ノ之^レ理^ヲ誰^カ能^ク可^ク定^ム。相^ニ共^ニ賢^ニ。愚^ニ如^ク環^ノ無^ク端^ト。是^レ以^テ彼^レ人^ノ雖^モ瞋^ヲ還^テ恐^ム我^レ失^フ。我^レ獨^リ雖^モ得^テ從^テ衆^ト同^ク舉^グ。

これは瞋恚——瞋り心、腹立て根性を慎まなければならぬと云ふことを戒められるのであります。

「忿を絶ち瞋を棄て」——これは古訓に「忿」と云ふ字を「こころいかり」、「瞋」といふ字を「おもていかり」と訓ませて居るのであります。さうすると「忿」の字の「いかり」は心の中で怒つてゐる意味であり、「瞋」の字は單に心の中で怒るのみならず顔

に青筋立てて眼を敵てて怒り心を形に現す意味だと云ふことになるのであります。何れに致しましても忿と云ひ瞋と云へば腹立たしい怒り根性、同情の無い無慈悲な心理状態であります。その自己の氣に合はない我が意に満たない事に出合すと心甚だ平かならずして憎い奴だと斯う怒り心が起つて參ります内に左様に思つてゐるのみならず、遂にはぶん殿ると云ふやうに外形の上に現れて来るやうな態度を慎しみあくまでも同情愛慈悲を以て打ち眺めて忿を絶ち瞋を棄ててそれを制止する所があらねばならぬ。で「忿を絶ち瞋を棄てて人の違ふを怒らざれ」——人が自分に反對する、さう云ふことに出合つてもそれを怒るのでない。「人の違ふを」——人が我に向つて反逆する、その様な敵對行爲をする者に出合つても決して怒るのでない。緯々たる餘裕の態度を持つて更に相手にしない。相撲を取らない。所謂黙擯と云ふことを言ふのであります。黙して知らぬ顔をして更に相手にしないのであります。さう云ふ大いなる態度があらねばならぬ。人の違ふを怒らざれであります。

「人皆心有り、心各々執ることあり」——で、人間と云ふものは銘々各々それぞれに心に思ひ執る所がある。心にこれが善いと思へばその善いと云ふことに執りすがら。そ

七五

れに執り着いて更に捨てない。「心各々執ることあり」であります。で「彼の是は即ち我の非なり、我の是は則ち彼の非なり」——古い訓み方では「彼のよしなむは我のあしなむなり、我のよしなむは則ち彼のあしなむなり」——斯ふ云ふ様に訓ませてあります。詰り是と非とは我と彼と正反對になるのであります。彼の人の是なりとする所はそれに反して我は非なりとすると云ふやうなことがある。又我の是は則ち彼の非で、自分がよいことだと思ひ定めることは彼は正反對に非なりとあしなむ。事の是非は自分と人と正反對になる場合がある。

所が我は是にして彼は非なり、彼は是にして我は非なり——斯う云ふ是なり非なりと云ふ判断は一體誰がするのか誰が定めるのか。「我必ずしも聖に非ず、彼必ずしも愚に非ず」——自分が必ず屹度聖人であれば自分の考へは眞理に相契ひ定めて善であらう。是であらう。若し自分の考へが果して是なりと定つてあるならばそれに反對する彼は即ち非なりである。我は是なり、彼は非なりと定まる譯である。けれども自分は必ずしも聖人の徳を備へて居るものでも無い——我必ずしも聖にあらずであります。又「彼必ずしも愚にあらず」——自分では彼の説は間違つてゐる、非なりと思ひ定めて居るけれども

彼は屹度馬鹿だ愚人だ——斯う云ふ譯のものでもない。故に自分に反對する彼の説の方が却つて眞理に契ひ、道理に適うた善い説であるかも知れないのであります。抑々我必ずしも聖に非ず。故に自分の考へが或は道理に外れて居るのかも知れない。若し自分の考へが眞理に合はず間違つて居るとせばそれに反對する彼の方が寧ろ正しいのである。又彼は非なりと斯う自分では批判して居るけれども彼は屹度馬鹿と相場の定つたものでもない。或は彼の方が正しいのかも知れない。「共に是れ凡夫(ただびと)なるのみ」——まの佛教の言葉で凡夫と云ふことを云ひますが普通凡庸の人を「ただびと」と云ふのであります。平凡なる人間と云ふことであります。お互に共々に普みの凡夫同じ爾粟の背比べではないか。して見れば自分の説が是である彼の説が非であると云ふことは一體誰が能く判断し批判するのか。「誰か能く定むべき」。「相共に賢愚なること、鑲の端無きが如し」——相共々に自分自らを賢なりとして居るけれども或は愚にてあるかも知れない。又彼を愚なりと思ひ定めて居るけれども彼は却つて賢なるのかも知れない。相共に賢愚なること鑲の耳に裝飾して居る圓い鑲であります、日本ではやらないが支那では女の人には耳に丸い金の鑲を附けてそれに翡翠の珠をぶら下げて居ります。丸い圓い「み

みがね」であります。鑽の圓い輪がどこにも端が無い。その如く自分は自分を以て賢なりとし彼を以て愚なりとして居るけれども、向ふの方から見ればその反對で賢と思つてゐる自分が愚である。互に賢なり愚なりと言ひ合ひ更に決定する所が無いやうな譯である。依つて自分は必ずしも賢なる人格者でも無い、彼は必ず愚なりと相場の定つたものでも無い。抑々聖人なる徳は宇宙の大真理を悟り、天地の本源に徹底したところが聖人でありますが、我々はそれで無い限りはお互共々に凡夫——平凡なる「ただびと」ではないか。故に自分自ら聖人氣取り賢者氣取りで自分の考へは是なりと思ひ定めて俺の考へこそ真理に契つて居る善い説である。それに貴様は反對する不都合な奴だと斯う怒り心が起つて來る譯でありますが、夫れは一體誰が自分は聖人である自分の考へは是であると判断をしたのか。故に自分が獨斷的に自分の考へを以て是なりとして居るけれども寧ろ自分の方が道理に外れた無理を云うて居るのかも知れない。して見れば自分の説に反對する彼の方こそ寧ろ道理である。彼が自分に反對するのは當然である——斯う云ふ風に謙虛の心を以て反省する所があらねばならぬ。

で「是を以て彼の人瞋ると雖も返つて我失を恐れよ」——そこで彼の反對の人が怒り

瞋つたとて却つて向ふの怒るのは當り前だ、自分の考へは是なりと思つて居つたけれどもよくよく沈思熟考して見れば自分こそ間違つてゐる、我に欠點あり我れに失があるのかも知れないと云ふことを恐れ恐れて閑かに考へて見なければならぬ。「我れ獨り得たりと雖も衆に従ひ同じく舉へ」——假りに十人寄合ひ物を議するに假令九人の考へが道理に外れ間違つた考へであつて、自分一人の考へが實に道理に適ひ我れ獨り正を得て居ることであつても、宜しく衆に従うて皆の意見をよく徴して衆の意見に従うて「同じく舉へ」——舉は舉行であります。衆に従うて舉ひ行うて往かねばならぬ。かく教訓されるのであります。

でこれは孔子が論語に「一朝の忿にその身を忘れ以て其親に及ぼす惑へるに非るや」と云ふ語がありますが、一朝一夕ムツと腹立つた忿り心で其の結果自分の一身を社會にも顔を出すことが出來ぬやうな大問題になつて來ると云ふことを忘れて了つて——その身を忘れて以てその親に及ぼす——父母にまで迷惑をかける、親の顔に泥を塗る、祖先の遺業を滅却せしめると云ふやうなことにまで及ぼす譯である。實に慎むべきことであるぞと孔子は云つて居ります。

これは聖徳太子が維摩經と云ふ經典をお用ひになりましたが、維摩居士といへる哲學的宗教的大偉人の説であります。我に向つて敵對行爲をする、我に向つて壓迫を加へる、難題をぶつかける、さう云ふ者も實には憎むべき敵ではない。夫れは佛とか菩薩とか云ふやうな悟りを開いた尊い人がどれ程修養が出来て居るであらうかと我を試練する爲に我を激勵する爲めに故らにさう云ふ壓迫を我に加へて見たんだ。斯う云ふ様なことにすれば彼はどうするであらう、貴様の命を我に呉れ、眼の玉を刳り抜いて我れに與へ脳味噌を割つて呉れといふやうなことを迫つたならば如何するであらうか。いやいと易いことだとして自分の要求を容れて難儀なことにも耐へ忍びよく切り抜けるであらうか、將た又いや迎も叶はないとして拒絶し逃げ廻るであらうか。かく自分の修養の程度を試みる爲にさう云ふ難問題を我に課しただけである。所謂玉磨かざれば光無しで我をして切磋琢磨させる爲にさう云ふ難問題を我に與へた譯である。我に迫害を加へ難問題をぶつかけたのも敵では無い、實に我を勵ませる恩人であるぞと、斯う云ふやうに維摩は説いて居るのであります。

故に釋尊——釋迦如來でありますが、釋迦に提婆と云ひますが釋尊の徳を嫉んで釋尊

を幾度となく殺さう殺さうと迫害を取つた提婆であります。法華經の中に、自分に迫害を加へた憎むべき提婆でありますが、釋尊はその罪を憎まずしてそれを戲曲的に説明して提婆は俺の恩人だ。今生でこそ彼は俺の敵となつて色々の迫害を加へたけれども實は俺が今此世に生れて來るまでの過去の往昔には提婆は我に法華經を説き教へて呉れたのである、提婆の御蔭によつて俺が大乘の修行が出来たのである。提婆の感化力に依つて俺は大乘の悟りを開くことが出来たのである。斯う云ふやうに憎むべき提婆をも敵と見ずに自分の師匠だ恩人だとして釋尊は眺めて居るのであります。遂に憎むべき提婆に向つても諄々と教へ導いて偉大な悟りを開かしたのであります。又法華經に常不輕菩薩（常に人々を輕んぜざると云ふ菩薩）と云ふ方がありますが、この常不輕菩薩はどのやうな者に向つても常に掌を合せて拜むのであります。中には亂暴な者があつてこいつは可怪しな奴だと云ふので常不輕菩薩に向つて石を投げる、瓦を投げる、棒で叩きに來る、さう云ふやうな脅迫に出合つても尙掌を合せて拜んで居る。さうして曰く「汝佛性あり」——そのやうな亂暴をするお前でも佛だ、尊い尊い佛となり得るお前である、早く心を入れ替へて佛といはれる尊い尊い人格者に成つて呉れ、汝佛性あり、早く佛にな

れく」と云つて逃げ廻ると云ふ態度を以て修養したのであります。さういふ風にどこ迄も無抵抗主義で怨に報いるに徳を以てすると云ふ態度であります。故に彼は自分に反対し反逆を試みましたがとて敢てそれを憎まずに、そのやうな無茶をする貴様も尙尊い佛だと斯ういふ風は無茶つばの亂暴人のその内面的人格から考へて見るのであります。自分に迫害を加へる罪惡者でも矢張りその内面には佛性なる尊い本性を具有して居るのである。未だ悟り上げないけれども將來は尊い佛と成り得る理性を持つて居る。罪惡者の汝の持つて居る佛性も悟り上げた釋迦の佛性もその佛性の眞理は平等一如である。佛性と云ふ者を通して、彼罪人を眺めて見るのであります。さう云ふ宗教的態度に依つて亂暴人を眺めて敢て怒らない。どこ迄も徳を以て懐け懐けて感化して行くと云ふことが出来るのであります。

第十二節 賞罰必ず當てよ

次は第十一條であります。

賞罰必當

十一曰、明^ニ察^シ功^ヲ過^ヲ、賞^ニ罰^ニ必^ズ當^ル。日^者賞^不在^功、罰^不在^罪。
執^事群^卿宜^シ明^ニ賞^ニ罰^ニ。

これは所謂信賞必罰であります。賞罰を明かにせねばならぬ。功過、人の功勞と過失をはつきりと見分けなければならぬと云ふことであります。

「明かに功過を察し賞罰必ず當てよ」——功勞のある者に向つては必ず褒賞を行はねばならぬ。又過失欠點のある者を見たらば必ず罰せなければならぬ。賞すべきは賞し罰すべきは罰す。賞罰を必ずきつぱりで行つて當て餘めて行はねばならぬ。功過を明察する、明察と云ふことが大切なことであります。所が「日者賞功にあらず」——それ程功勞の無い者に褒美を與へると云ふことが行はれて居る。賞功にあらずであります。又

信賞必罰

「罰罪に在らず」——罰すべき罪の無い者を浪りに罰して居る。賞罰其の度を失うてゐる。それでは大變なことだ。「事を執るの羣卿宜しく賞罰を明かにすべし」——賞罰を明かにせねばならぬ。賞罰は信賞必罰と云ひますが賞すべきことはさう云ふ善行があつただと信する所があれば之を行つて宜しいのであります。必ずしも形の上に證據が無くてもさう云ふことが有つたらうと深く信する所があれば行つて可なりである。又罰すべきことは用意周到であらねばならぬ。必罰です。屹度罪の事實證據が必ずあることの見透しが附か無ければ容易には行ふことが出来ない。所謂信賞必罰、信すれば賞し、必ずれば罰する、信賞必罰と云ふことを明かにせねばならぬ。これも論語に「刑罰當らざれば民四肢を置く所無し」と云つて居りますが、罰すべからざる者を罰し、又重く罰すべき者を軽くするとか軽くすべきを重くするとか云ふやうな不當なことがあつたならば民は手も足も置く所が無いと云ふやうなことになつて来る。故に賞すべき者は宜しく之を賞す、罰すべきは嚴として必ずこれを罰して行かねばならぬ。賞すべき者を賞せぬと云ふやうなことがあつたならば、人は善いことをやらない。善いことをやつても誰も褒めても呉れない、働き甲斐が無いと云ふ譯で敢て善事をすることを勵まない。又罰すべき

者を罰せぬと云ふことであつたならば、悪い事をして仕徳だと云ふことになつて惡を恐れ無いと云ふことになつて来る。故に賞罰と云ふことを明かにそれを考へ考へて行つて往かねばならぬ。まあ吉野朝廷時代の變な問題もあの時の賞罰がはつきり行はれなかつたといふことが一つの原因だとも申しますが、果してさうであるや否や存じませんが、餘程意をお用ひにならねばならぬことと思ふのであります。

第十三節 同く職掌を知れ

次は第十三條であります。

十三 曰、諸任官者同知職掌。或病或使有闕於事。然得

同知職掌

知之日和如曾識其以非與聞勿妨公務

八六

是れは官吏たるものはその職掌を認識し忠實たるべきことを訓示するのであります。

「諸々の官に任ずる者」——役人たる者は「同じく職掌を知れ」——誰も彼も同じやうに自分の職掌、その職務の何たるかと云ふことをよく考へねばならぬ。「或は病し或は使して事を調くことあらん」——で或る場合には自分が病氣で欠勤して居る。或は又使して地方へ出張して役所に出て居らない。自分の偶々役所に出て居らない時に議事が行はれる。自分の不在中に事務が行はれて居る。その不在中のこと「事」とは政治であります、偶々欠勤してその日の政治の事柄は欠けて聞いて居らない。さう云ふ場合に俺はそんなことは知らないと云ふやうな工合に反対することがあつては可けない。「然るに知ることを得る日」——自分が他日役所に出て不在中の事務に斯う云ふことがあつた、ああ云ふことがあつたと云ふことを知つたならば「和すること曾て識れる如くせよ」——不在中ではあつたが自分も相談に興つて居たと云ふやうな心持ちで相和することである。俺はそんなこと知らないとして故らに反対すると云ふことでなしに、不在中の出来事についても心相和して和らぎ和らぎで、矢張會議に興り知つて居ると云ふやうな

態度であらねばならぬ。

「それ興り聞くに非ざるを以て公務を妨ぐる勿れ」——その様な相談には興り知らないと云ふ様な理窟を以て公務を妨げることがあつてはならない。これも矢張り官吏の服務規律と云ふやうなものであります。まの斯う云ふことは事實上充分お有りのことと思ふのであります。斯う云ふ態度で有つて欲しいとかく太子は訓誡されるのであります。

第十四節 嫉妬有ること無れ

次は第十四條であります。

十四曰、羣臣百寮無有嫉妬。我既嫉人、人亦嫉我。嫉妬之患、不知其極。所以智勝於己、則不悅才優於己、則嫉妬。是以五百歲之後、乃令遇賢千載、以難待一聖。其不得賢聖、何以治國。

これは嫉妬根性を誡めるのであります。

羣臣百寮たる者は互に嫉み妬む根性が有つてはならない。同僚嫉視すと云ふやうなことがあつてはならない。嫉むの反対は喜ぶであります。同僚の者が良き功績を擧げずんば昇給するやうなことがあつたならば結構な事だ芽出度い事だとして喜び悦ぶのであります。所が我々はそれが出来ないのであります。人の欠點を探してさうして人の優れた才能を嫉むのであります。遂には追ひ出して丁ふ、役所に居れないやうにやり出すのである。さう云ふ嫉妬があつてはならない。

「羣臣百寮嫉妬ある事無れ、我既に人を嫉めば人我を嫉まむ」——自分の方から既に彼を嫉んだならば彼も亦我を嫉む譯である。「嫉妬の患は其の極を知らず」——互に嫉み

合ひをしてその極まる所を知らぬと云ふやうなことになる。「嫉む」と云ふ字は女偏に疾を書いてありますが、女性——婦人の持前の欠點である女根性であります。昔のお家騒動と云ふものの起りは小説なんか見ると奥女中の嫉み根性からであります。けれ共嫉みと云ふ根性は常に女性に限つた譯では無い。我々男子としても互に人の美點、幸福を嫉み勝ちであります。人の幸福を喜ぶと云ふことはどうも仕にくい。今日國際間の問題でもさうであります。日本だけに何つ獨りうまいことさせるものかと云ふ嫉み根性を以て日本に臨んで居る譯でありますが、みな嫉妬根性、女根性であります。「所以に智己に勝るときは則ち悦ばず」——智力能力が先方が自分より勝れて居る、ずんずん事務を敏活に片付けて行く、随つてずんずんと上へ上へと出世する、褒美を貰ふ、さうなると一種不快の感が起り心平かならず氣に入らないのであります。喜ばずして寧ろ彼の欠點を摘發し穴を探し同僚相談らうて遂に追出して丁ふと云ふやうなことが行はれる。智己に勝るときは則ち悦ばずで、今申しまするやうに嫉妬と云ふものは喜悅の反対であります。悦ばずしてそれを嫉み妬んで有ること無いことを尾鰭を付けて一寸位のことを一尺にも引伸ばして宣傳するのであります。「才己に優るときは則ち嫉妬す」——又

他人の才能が己よりも勝り優れて居る、さうすると更に快い感じを起さぬ。自から不平の情が起つて来る。才己に優るときは則ち嫉妬すと云ふのであります。さう云ふやうなことであれば「是を以て五百歳の後乃し賢に遇はしむれども千載にしても以て一りの聖を待ち難し」——で五百年経てば一人の賢者ぐらゐには出遇ふことが出来ようが、一千年経つても宇宙の大真理を看破したと云ふ様な聖人には一人にも出合ふことが出来ない。まあ支那では百年河清と云ひますが、黄河の濁水は百年経つても澄まない。さう云ふ譯で千年経つても聖人と云はれるやうな徳の盛んなる大偉人には一人にも出合ふことは出来ない。故に自分の役所に立派な優秀な人がやつて来たならば皆が擧つて優遇し胸中打ち銘けて永く働いて呉れるやうに引留るやうにせねばならぬ。けれどもどうも我々はさう出来ない。嫉み妬んで椅子に安んじて居ることが出来ないやうに追出し相談を敢てし、遂に役所から飛出させて了ふ。そんなことでは千年経つても善い人物は得られぬ。千年経つても人格的な善い立派な人を得る譯に往かぬではないか。「其れ賢聖を得ざれば何を以てか國を治めん」——賢人聖者と云はれるやうな立派な人格的人を得ぬやうであつたならばどうして國を治めて往くことが出来るか。故に嫉妬——嫉み根性が

あつてはならぬ。人の才能人の幸福を見たならば喜び悦んで讃めたたへて往かねばならぬ。決して嫉んで追出すと云ふやうなことがあつてはならぬ。斯く嫉妬心を誠めるのであります。

無嫉善根

釋尊には無嫉善根と云ふ徳を具へて居ります。嫉むことのないと云ふ美徳を修養したのであります。我々は只唯地獄に行かねばならぬやうな罪業深重の道德的の悪人であります。到底佛のやうな氣高い氣高い悟りの境地に到り得る價値の無いものであります。そのやうな一文の價値も無い我々であります。佛はその一文の價値も無い我々をして佛自分と同資格の偉大な萬徳圓滿なる佛の位に到ることを喜ばれるのであります。一切の衆生をして佛の悟りを開かせて大覺位の自分と同等の佛となることを悦ぶのである。決して嫉まないであります。一つの村ならば村の中に我が家は當村で一番の金持ちだ、百萬長者だ、いつまでも我家一軒だけ本村に於ける飛び切りの分限者だ、百萬長者だと云ふ顔付きをして居たい。所が村内に段々と百萬長者が二人出来三人出来自分と同等の金持ちが出来てくると餘り快い氣になれない。人が自己と同等になるのを喜ばないのであります。佛は自己と同等の尊い尊い悟りを開くのを悦ぶのであります。即ち佛

は無嫉善根の徳を持つて居るのであります。そこが耶蘇教と違ふ。キリスト教では我々は生れ付き罪惡を持つてゐる。懺悔をして罪滅しをして初めて天國に行くことが出来る。と云ふのであります。設ひ天國に行つたとて神と同等の神の位に成ることは出来ない。神は自分と同等の神とすることを許さないのであります。キリスト教では我々は生れ付きながら罪を持つて居る罪人と云ひますが、佛教では反對である。我々は生れながら尊い／＼佛であります。天然に佛性を具へて居るのである。本來佛と成り得る徳を持つて居る故に誰でも佛となり得られるのである。そこが佛教はキリスト教の云ひ方と違ふのであります。かく嫉妬根性を滅しめて居られるのであります。

第十五節 私に背いて公に向へよ

次は第十五條であります。

背私向公

十五曰、背私向公。是臣之道矣。凡人有私。必有恨。有憾。必非同。非同則以私妨公。憾起則違制害法。故初章云、上下和諧。其亦是情歟。

これは臣道なるものを垂示さるのであります。

臣道實踐

近頃臣道實踐と云ふことを盛んに叫ばれて居りますが、聖徳太子の臣道は何かと言へば「私に背いて公に向ふ」と云ふことだ——かう云ふのであります。で「私」——自己の利益を背にして更に顧みない、さうして公に向つて行く、所謂滅私奉公であります。「私に背く」——自己の問題自己の利益と云ふものを背にして更に見向かない、私根性自己の利益を打ち滅して算盤に入れないのである。「公に向ふ」——「おほやけ」と云ふ

ことは「おほみやけ」と云ふことでありまして即ち皇室の御事であります。何をすることも自己一人の爲でない唯只公に向ふ皇室の御爲め、天皇の御爲のみである。商人が金を儲けるのも百姓が米を作るのも皆自己の享樂の爲、自分の腹を肥やす爲——では無い。私慾を打ち忘れて唯只皇室に奉るべき爲の金であり米である。役人が職務を行ふも一に天皇の御爲である、決して俸給の問題では無いのであります。事々物々皇室を中心として「詔を承けては必ず謹めよ」であります。我々は何をするにしても皇室を中心として皇室の御爲と進んで行く。學生が學校で勉強するのも單に學校を卒業して置かなければ雇うて呉れる所も無い、飯を食ふことも出来ない、女の兒であればお嫁入りする事も出来ないと云ふ様に自己一人の問題の爲の學校勉強では無い。從來多年のやり方は大變誤つて居つたのであります。最近はその非常に肅正され匡正されて參りました。一時の教育と云へば偉い者になれ、學校を出てうまく給金を餘計呉れる所で働く、世渡りを上手にする、さう云ふ事をうまくやる人が偉い人と云ふことになつて居つた。政治家になり、代議士になつて政權にありつく。さう云ふ事が偉い人と云ふ意味になつて居つたのであります。そのやうな自己一人の開達利益の爲の學問では決してない。自家の爲の

金儲けでも米作りでもない。私と云ふものの利益を全く打ち忘れて、私に背いて偏へに公に向ふ、皇室の御爲と進み進んで行く、これが即ち日本の臣たる者の道である。「私に背いて公に向ふは臣の道なり」と臣道實踐の大本を宣示しましたのであります。

前の五條に欲を棄てて政事を行へ、さうでなかつたら「臣道亦焉に於てか闕く」と言はれて「臣道」なる文字を使はれて居ります。己の欲望を肥やし我位置を安全ならしめようと云ふやうなことで以て政治を行つて居ては臣道と云ふものは開けて了ふ。實に恬淡無慾の態度を以て自己の利益一身の名譽を打ち忘れて行くことと云ふことが臣道である。今この第十五條にも同じ意味に於て一個人の利益を全然打ち忘れて唯只、天皇の御爲、お國の爲に進んで行くのが即ち臣たる者の道であるぞと教訓さるるのであります。

「凡そ人私あれば必ず恨みあり、憾みあれば必ず同（たが）ふらす」——凡そ人は私根性、自己の利益を中心として居つたならば、必ずそこに恨みと云ふことが起つて来る。まあ株式會社が共同的に金を儲ける、儲けた百萬兩の利益を自分一人だけ之を着眼することであつたならば仲間の人々は承知しない、必ず問題を起し恨んで来るに違ひ無い。その功績を自己一人に壟斷し私して了ふことがあつたならば、俺も與つて力があるのだ、斯う

いふ具合に我を恨むことになつて来る。それはどうしても利益の奪合ひになつて来る。利益の争奪になります。ここに於て彼は我を恨むことになつて参ります。「私あれば必ず恨あり」「憾みあれば必ず同ふらさず」——自分と彼と仲違ひして恨まれると云ふことがあつたならば自分と人とが心がはだはだになるのであります。「同ふらさず」——和らぐと云ふ事になつて来ない。「憾あれば必ず同ふらさず」「同ふらざれば則ち私を以て公を妨ぐ」——自分と彼と同心協力同一歩調と云ふことになつて来なければ——同ふるにあらざれば——私の利益を中心となし遂に公のことを妨げ行ふことが出来ないことになつて来るのである。そこで「憾起れば則ち制に違ひ法を害す」と云ふ結果に到るのである。國家の法制に違害することになつて来る。どうしても甲乙恨みの無いやうにせんと欲するには自己一人の名利を犠牲に供さねばならぬ。己の利益を犠牲にして唯只皇室の御爲、御爲と一に皇室を目標にして進みて行く。又彼もまた、皇室と云ふものを目標にして進みて行く。ここに於て自分も人も同一理想の下に相和らいで行く事が出来るのである。又事實の活動も相和らぎ同歩調に進む事が出来るのであります。故に初の章に上下和諧といふ——第一條に「上和らぎ下睦びて」と云うたのはそれである。上も下も

和らぎ睦びて行かねばならんと云つたのもその心持ちで云つたのである。どうしても私根性といふものを無くしなければ和らぐと云ふ事は出来ないものであります。私——「おれが」と云ふ我の觀念に囚はれて「おれがおれが」と云ふものを肚底に持つて居りましては「おれが」と云ふものを満足させたい、自己を善くしたい、さうすると得に利益は自己一人を幸福ならしめる爲の働きになつて来る譯であります。さうなると一方では何も貴様一人の力ではないとしてそこに恨みが起つて来る。恨みが起つて来れば相和らぐと云ふことが出来ない。どうしても私に背くと云ふ自分と云ふ觀念から飛び越え自分と云ふものを打ち忘れることが一番大切な眼の着け所であります。

さて私と云ふものから飛び離れて私なるものに囚はれないと云ふことはこれはなかなか實地問題としてむづかしい事でありませう。理窟としてはさうあらねばならぬ譯でありますけれども我々は公の爲にと思ひつつありまして心裏に自分——「おれが」と云ふ蟻りがどうしても除かれないのであります。その「おれがおれが」と云ふ我の觀念から解脱し超越せしめるのが即ち佛教の無我の觀念であります。故に 聖徳太子はどうしても私と云ふものから解脱する、私根性と云ふものから飛び離れると云ふ事

はこれは人間道徳ぐらゐでは逆も出来ない。本と人間道徳なるものは相對的の教へである。君臣父子相對的に彼と此と對立した問題を整理するのが倫理道徳である。人間道徳は相對差別の上の問題である。差別的の觀念を以てではどうしても差別を超越することは出来ない。血では血を洗ふ譯に行かない。血の無い清水でなければ血を洗ふことは出来ない。差別的の觀念を除き去るのには差別的の教へでは到底出来ない。どうしても差別を超越した無我思想——我なるものから飛び越えた絶對平等の上に立てた宗教的の理想信仰の力でなければ差別觀念を洗ひ去ることは到底出来るものではない。まあ今日この重大な時局に直面して居ります。それ故に國民は何事も小言を云はずに我慢して私根性を主張せずに謹み慎んで居ります。けれども唯時局だから私慾を忘れると云ふことは他日時局が収まつたならば復亦私心がさへ歸り再現して来る。その時代に於てこの私と云ふ根性がどういふ風に現れて来るかと云ふ事に、大いに意を用ひねばならぬと思ふのであります。どうしても唯時局だから私を忘れると云ふまぬるいのではない。どうしても徹底して本當の肚底から私と云ふ根性から解脱しなければならぬのである。時局であらうが、時局であるまいが私なるものは何處にも全く無いものだ、存在せざるもの

だ、私根性から本當に飛び離れ得られる哲學的宗教的に敬虔なる偉大な悟り心からでなければいかぬと思ふのであります。聖徳太子は茲に想ひ到られてどうしても「篤く三寶を敬へよ」と云ふ宗教の信仰の力であらねば到底出来ないと思ふことを教へられたのであります。兎にも角にも私——自己の名利と云ふものから超越する、自分と云ふ者を打ち忘れて唯々一億一心億兆の民が總立ちになつて、天皇の御爲、皇室の御爲とかく勇往邁進することに於て和らぐと云ふ事が初めて行はれるのであります。故にこの私に背くと云ふ條と第一條の和を以て貴しと爲すと云ふ章とは通ひ通ふた教訓である。宜しく前後照應して考へ考へて見よと懇切に教へらるるのであります。それが行はれて初めて臣道を體驗することが出来るのであります。

第十六節 民を使ふに時を以てせよ

100

次は第十六條であります。

十六、曰使民以時古之良典。故冬月有間以可使民。從春至秋農桑之節不可使民。其不農何食不桑何服。

使民以時

農桑獎勵

これは農桑の獎勵保護であります。

是れは公役に民を使ふに時期を考量すべきことを訓示されるのであります。

昔は國家に工事を行ふ場合は國民を勞役に使うたのであります。民を使つて道路を開くとか、井戸を掘るとか、池堤を築くとか、さう云ふやうな公役の場合には民を人夫に使ふ、その民を使ふには「時を以てする」——民の困らない迷惑せない時節を見計らはなければならぬ。「民を使ふに時を以てするは古の良き典なり」。「民を使ふに時を以てす」と云ふ四字は論語の字面であります。論語に「用を節して人を愛し民を使ふに時を以てす」

とあります。「用を節して人を愛す」——節約であります。國家の經費を節約してさうして民の納税を軽減し民を愛し育てて行くのであります。「民を使ふに時を以てす」——人民の迷惑ならぬ閑暇なる時を考へて民を徵發し公役に従事せしめるのであります。論語にかく云はれてあります。故に古人は「古の良き典なり」と云ふことを孔子の教訓を指すのだと解釋して居るのでありますが、これも前の第六條の「惡を懲し善を勸むるは古の良き典なり」と同じく、必ずしも外國人の語を引用して參りませすとも我國神代以來尊い神々、天皇の良き御訓へであると見て置いてよろしいと思ふのであります。その字句は支那人の言葉ではあるけれどもそれは我日本の古代文化をお創りになりました神々の教訓、御代々の天皇の尊い御教訓だと斯う云ふ風に見て置く方がよろしいと思ふのであります。

「故に冬の月には間あり以て民を使ふべし」——冬の間は百姓は閑暇があります。冬の月は間あり以て民を使ふべし。「春より秋までは農桑の節なり」百姓は麥を作り米を作り又は桑を取り蠶を飼ふ時季である。さう云ふ時節に民を使つては民が大變迷惑する。故に「民を使ふべからず」。「それ農らざれば何をか食はん」——百姓が田を耕さず、

米麥を作らぬであつたならば何を食つて行くのか。桑をとり蠶を飼ふことが出来なかつたならば民は何を着るのか。實に生活上重大な問題である。故に物資の増産に注意し農桑の邪魔にならない時季を見計らうて徴發して御用に使ふ、そこを大いに慎まなければならぬと云ふ事を云はれるのであります。

第十七節 獨り斷すへからず

不可獨斷

次は第十七條であります。

十七日、夫事不可獨斷。必與衆宜論。少事是輕不可必
 衆唯速論大事若疑有失。故與衆相辨。辭則得理。

これは獨斷を誡しめられたのであります。

是れは會議の制度を布かるるのであります。

この「事」とは政事——「まつりごと」であります。自分一人で獨斷的に物を決めて行くと云ふことは宜しくない。「斷むべからず」——「斷」を「さだむ」と訓ませて居ります。自分一人にて斷定してはいけない。「必ず衆と與に論ずべし」——多數の識者と共々に論議を盡して、よくよく研究してその是とする所に従うて行うて往かねばならぬ。但し「少事は輕し必ずしも衆と與にすべからず」——小さい問題はそれにも及ばぬことである。小さい問題は輕いことである。必ずしも答のこけた様な小さい問題迄も皆な寄り集りて協議する必要は無い。然れども「大事を論ずるに速びては若し失あらんことを疑ふ」——若し重大なる問題であればその及ぼす所の影響は甚だ重大である。故に衆と與に慎重に審議せなくてはならぬ。自分一人の考へだけを以て獨斷的に容易に輕く取扱うたならば或は失策が起つて來るかも知れない、過失あるかも知れないことを氣使はれ疑ふ所がある。故に衆議に附し甲論—乙駁—大衆と與にその是非を辨別し研究したならば辭の意義則ち道理に外れることはないであらう。故に會議の制度を以て政治を行

會議制度
うて往かうと宣示し給ふのであります。かく太子は夙に會議制度を行つて居るのである。建國以來長い間幾多の閥族が氏族制度を以て武家にのみ都合の好い政治を獨斷的に行つて居つた。所謂巨頭政治——少數の勢力家が自分に都合の良い政治を勝手にやつて居つたのであります。それを根本的に打破して會議制度を行ひ重大なる問題は會議の決する所を以て行ふことに定められたのであります。明治天皇が長い間の徳川氏の密閉政治を打破し御即位の始めに於て五箇條の御誓文を御立てになり「萬機公論に決すべし」と仰せられたのと先聖後聖其の揆を一にするものであります。

五箇條御誓文

以上大體甚だ未熟ながら十七條憲法の綱要をお話申上げたのであります。

尙更に 聖徳太子の佛教に對する御態度、十七條憲法のその理想の由て來つた太子の根本精神、即ち大乘佛教の理想をお話申上げたいと思ふのであります。

第二章 聖徳太子の佛教

第一節 法華經の大乗的思想

聖徳太子の十七條憲法の要綱はあらまし講了したのであります。要するに十七條憲法の御精神は、詔を承けては必ず謹しめ 天皇中心主義の下に國民は 天皇を以て中心として押し戴き奉り全力をそこに向つて集注し進むべきである。而して國民が上和らぎ下睦じくし和衷協同して決して甲乙相争ひ相闘ぐことなく相剋摩擦を避けて相和らぎ和やかに一心同體になつて、上御一人に仕へ奉れ、事々私に背いて公に向ふべきである。私

和と無我と信仰

なる考へを超越せねばならぬ、私なる自我の妄見より解脱しなければならぬ。どうしても自我に囚はれて居ては自分と彼との摩擦を免れないことになつて来る。どうしても私、俺がと云ふ根性を超越しなければ逆も人と相和らぐと云ふことを實現することが出来ない。その俺が我がと云ふ囚はれから超越することは倫理道德と云ふやうな力弱いものでは到底出来ない。それはどうしても宇宙の大真理に體達した宗教的理想及びその信仰の力から考へて見なければ出来る譯ではない。聖徳太子はかく御考へになつたのであります。それ故に憲法の第二條に「篤く三寶を敬へよ、三寶とは佛法僧なり」と仰せられたのであります。さてその宗教の信仰であります。太子の宗教は當時日本に新しく遣入つて来て居りました佛教であります。佛教の理想、佛教の信仰と云ふものに基かなければ到底私なる根性を徹底して打ち忘れ打ち滅ぼす、さうして相和らぐと云ふ事は出来ない、とかく太子は御考へになつたのであります。故に和らぐと云ふことは結果である。その和らぐと云ふ結果を齎し得るその原因は實に「篤く三寶を敬ふ」と云ふ宗教の理想その信仰から起つて来るのであります。

そこで佛教であります。太子の推奨された佛教はどんなものであるかと言ふことを申上げたいと思ふのであります。

佛教傳來

我日本の佛教は第二十九代 欽明天皇の即位十三年の十一月に朝鮮から献上して參つたのであります。釋迦如來の金像と經論（佛教の聖典であります）とを我が 天皇に貢いで來たのであります。その經論なるものはどれ程の數量でありましたか、又その經典の内容は今日之を知る由もない譯であります。抑も佛教が支那へ傳はりましたのは後漢の明帝の永平十年であります。我日本の 垂仁天皇の御代に當るのであります。其よりして印度の原書が支那に渡り漸次翻譯が出来たのであります。それからして 推古天皇の御代までは約五百年程の間が經つて居るのであります。その間に色々澤山なお經が翻譯出來たのであります。その支那の翻譯を（日本の 推古天皇、聖徳太子時分までの）舊譯と申します。それから唐朝（日本の奈良朝時代）に至りまして玄奘と云ふ大變偉い高僧がありまして印度に十七年間留學致しましてまた澤山なお經を支那へ持つて歸つて翻譯をしたのであります。新しく古い翻譯の誤謬を改めた、それを新譯と申します。それで 聖徳太子時代に日本に傳はつたのは舊譯のお經であります。どれ程朝鮮から日本へ送つて來たかと言ふその内容は知る事が出来ないのですが、聖徳太子はその中

から三つの經典を選ばれたのであります。一つは法華經であります。二つには勝鬘經であります。三つには維摩經であります。勝鬘經、維摩經、法華經——この三つの經典を太子が御選擇になりました、さうして之を 推古天皇の御爲に御講義を申上げられたのであります。實に日本で御前講義と申しまするが 天子様が哲學的、宗教的の御講義をお聞きになる事は 推古天皇が御始めであります。聖德太子は天皇の御爲に佛教を御講義になりました更にその三つの經典にそれ／＼註釋をお書きになつたのであります。即ち勝鬘經義疏一卷、維摩經義疏三卷、法華經義疏四卷合せて八卷の御著述があるのであります。これが日本に於ける著述の始めであります。實に聖德太子は日本に於ける著述家としてもその先鞭をお付けになつた御祖師であるのであります。この三つのお經の註釋は幸ひにして今日まで完全に傳はつて居るのであります。特に法華經の義疏四卷の如きはその太子の御草稿本が今日尙残つて居るのであります。それは長く我法隆寺に傳へて居つたのであります。明治十年の頃之を 明治天皇様に献上致しまして唯今では御府の御寶物となつて居るのであります。千三百年昔の著述のその草稿と見るべきものが今に残つて居るのであります。かういふ事は實に我が日本の誇りとする所であります。

抑も佛教には小乘佛教と大乘佛教と二つあります。小乘と云へば小さい乗物である自利的の教へであります。己自分に大なる力があれば世の中一切の人々を引連れて悟りの境地に進ましめたい、幸福ならしめたい、けれども遺憾ながら自分にその力が無い、そこで自己一人なりと悟らう、幸福たらう、として修行するのが小乘であります。智識が尙低級である故に他日高遠雄大の位地に進ましめる豫備的準備として方便工夫して説いた教へが小乘佛教であります。その目的は低級である。その規模は狹隘であつて極めて消極的の教へであります。

我々の人生は實に苦痛である。この苦痛は何より起つて来たかと云へば肉體と精神との現はれである。この肉體の上に精神作用が食つ付いて苦しいの、辛い、楽しいの、嬉しいのと感情が動いてくる譯である。この肉體この精神がある故に苦痛を感じる。若しこれさへ無くなれば苦痛も無くなる。然らばこの肉體この精神を無くするには如何すれば出来るか。さて又この肉體精神なるものは何よりして起つて来るものかと云へば、本と煩惱、惱み心の力——その煩惱より更に業「なしわざ」を作ります。金が欲しいとする貪慾の煩惱、それが原因となり遂に泥棒をやる、嘘をつく、人殺を遣る、さう言ふ

標な業（しわざ）を作るのである。かく煩悶的心の煩惱よりして業を作る、それが原因となつて遂にその結果として苦痛を受けねばならぬ肉體精神を感ずることとなるのである。故にこの苦痛の起る肉體精神なるものその原因は煩惱、業の力である。故に若し煩惱、業なるものさへ絶やし滅し無くして了つたなれば自ら苦痛を受ける肉體も精神も無くなる。かく考へるのであります。そこで斷ちにくい愛慾の絆を斷ち切り止め難い瞋恚の焰を打ち消し、腹立つことにも腹立てず、ほしいものにもほしがらず、愚痴こぼしたいことにも愚痴をこぼさぬ、かく心の悩みを亡くする。煩惱を無くすれば泥棒をやることも嘘をつくことも何等の業を作らない譯である。煩惱、業の種蒔が亡くなつたなれば自ら肉體なり精神なりの結果が現はれることもない。その精神なり肉體なりが全く滅し盡して一切を空無たらしめる、肉體もない、心もない、さういふ空理こそ真理であると觀するのである。この空の天地、之を涅槃と云ふのであります。涅槃と云ふ梵語は此に滅と譯す。肉體も精神も現象界の種々相の滅し盡したのが即ち涅槃である。かく空の世界を理想してその涅槃の理想郷に到らうとするのが小乗教であります。その求むる所の涅槃なるものの極めて消極的の天地である。さういふ消極的の涅槃の理想郷を憧憬し

涅槃

て修行するのが小乗の修行者であります。今日印度、セイロン島及ビルマ、泰等に傳はつて居る佛教は小乗佛教であります。印度には大乘佛教は疾くに滅んで了つて小乗佛教のみになつたのであります。さう言ふ消極的の小乗佛教である故に國家が滅ぼうが國民がどうならうが一向關せず焉であります。自己一人のみ涅槃を理想し徒らに迷想に耽りて居るのである。印度が亡んだのも當り前であります。

大乘佛教

さういふ様な小乗佛教は我が日本には全く要り用が無いのであります。そこで 聖徳太子は小乗佛教は一つも採用されずに擧げて篩ひ落して用ひられなかつたのであります。唯只大乘佛教のみを採用された。大乘と言へば大いなる乗物であります。小乗のやうに自分一人の問題ではない。世の中の一切の人々をして悉く悟りの世界に到着せしめ、世の中の一切の人々を悉く幸福ならしめる。寧ろ自己の幸福は之を犠牲に供してでも世の中の人々を救ひ濟うて行かうとする、さう言ふ修行をするのが即ち大乘の修行であります。そこで世の中の一切の人々は皆吾が子なり、皆に自分のお腹を痛めた子供だけが我子ではない。他人と思つて居る者も矢張り吾が子だ。所謂三界吾有である。僅かに一段か二段かの屋敷だけが我が家ではない。三界と言ふ大なる世界、全世界が皆悉く

我家である。我が家である全世界に住みつゝある一切の人々は皆我が家内、我が子である。三界を吾が所有とし一切の衆生を視ること一子の如しとするのが即ち釋尊であります。かく全世界を悉く我が家とし、中に住める一切の衆生は悉く吾が子なり——斯う言ふ理想、さう言ふ信仰を持つて世を救ひ人を濟ふのが即ち大乘の修行であります。さういふやうな氣分の修行をする人を名づけて菩薩と言ふのであります。かかる規模遠大なる氣分の菩薩に對して説いた教が即ち大乘佛教であるのであります。

當時我が日本を啓發して參りますには大乘佛教であらねばならぬ。廣遠なる大乘佛教の理想に依つて只だ自己の五尺の肉體だけが我ではない、一段か二段かの家だけが我が家ではない。この大八洲擧げて我が家である。全世界が悉く我が家である。中に住める者は悉く我が子なり、と斯ういふ遠大なる理想を持つてこの國家を指導して行かねばならぬ。國民をして悉くをさういふ考へにならしめなければならぬ。日本の國土全體が我が家だ、隣の家でない、我が家だ、良くせねばならぬ、隣の子供ではない、我が子供だ、導かなければならぬ。——斯う言ふ大乘佛教の理想、大乘佛教の信仰を持つて大いに國家を力附けて行かねばならぬ。實に大乘佛教の教へる所その理想こそ實に八絃一字

と仰せられた御精神であります。我肇國の精神とびつたりと融合し一致するのであります。でこの大乘佛教の理想を持つて國體觀念をはつきりと國民に教へて行かう、日本と言ふものを大乘的國家、大乘的國民と言ふものに作り上げようと、かく太子は思ひ到られたのであります。

偕てその大乘佛教と申しましてもその中に澤山な經典があります。果してその當時どれ程来て居りましたか判りませぬが、その大乘佛教の中から太子は特に法華經と勝鬘經と維摩經との三つの經典を御選擇になつたのであります。中に就きましても太子の御理想の中心は法華經に在るのであります。その法華經といふ經典は、現今日本で行はれて居りますものは八卷二十八品であります。卷の數が八卷、内容が二十八品に分れて居ります。所がその當時朝鮮から日本に来て居りました法華經は七卷二十七品でありまして、二十八品中の提婆達多品が一品不足して二十七品であります。卷の數が七卷であります。抑もこの法華經なるものは釋尊がこの世に出現されました釋尊の根本理想を説かれた甚深微妙の教義であります。諸經中の王なり——一切經の中で一番尊い勝れた王様だとされて居るのであります。大乘經の中でも最も玄妙高遠なる哲學的理想の下に解

脱の道を説いた經典であります。

諸法實相

一口に言へば法華經の哲學は「諸法實相」と言はれて居ります。諸法とは我々の眼の前に展開されてある萬有總ての物柄であります。我々の眼の前に顯はれてある總ての物柄はその儘が即ち眞實相だと言ふのであります。波がその儘が水だ、波の外に水があるのでは無い、水の外に波があるのではない、水そのままが波になつて居る、波そのものがそのまま水である。波は差別的に高い低い大波小波の差別相があるが水そのものは平等一味である。差別の波がその儘平等の水である、平等の水がその儘差別の波、差別に即した平等、平等に即した差別、で世の中の差別的の萬有にかけ離れて平等の眞實相があるのでは無い、又平等の眞理に没交渉に差別の萬有が存在するのでも無い、眞理と萬有とは不一不異中道實相であります。故に貴賤貧富の差別のあるまま平等の人間性である。平等の人間性のそのまま貴賤貧富の差別相であります。若し平等にかけ離れて差別に囚はれて居ては極端な個人主義に陥ります。又差別にかけ離れて平等に偏したなれば社會の秩序を紊亂することに到るのである。平等に即した差別、差別に即した平等にてあらねばならぬ。惡平等惡差別であつてはならないのであります。斯う云ふ事が即ち法

華哲學である。大乘佛教の極致であります。その立場に於て説き教へたのが即ち法華經であります。

聖徳太子は法華經を解釋してその教理を大いに二つに分ちて説かれてあります。その一つは萬善同歸と言ふことである。その二つは佛壽無極と云ふことでもあります。是れが法華經の根本理想であります。

萬善同歸

先づ萬善同歸と申しますと萬善、よろずの善といふ善はみなことごとく同じく佛なる悟りの境地に歸入する、這入り込むものである。

さてその佛とはどの様なものかと言へば佛とは具さに云へば佛陀である。此に譯して覺と言ふ。覺とは覺悟である。覺り悟ると言ふことである。悟りの智慧を以て天地の大眞理を覺るのである。眞理とは佛教の術語で言へば眞如とも實相とも又は法界とも法性と申します。哲學で言へば實在であります。實在的眞理を悟る智慧の持主、その人格者を佛と言ふのであります。我々は眞理と言ふものと懸け離れた方向にのみ妄動して居るのであります。それはまあ理窟としては君の言ふ通りに違ひないが、人間と言ふものはさう言ふ譯に行くものでないワイと言ふ風に眞理をそつちのけにして人慾の私の命する

ままにやつて居るのであります。さう言ふことではどうしても眞の文化、平和な世界を作ることは出来ない。どうしても天地の大眞理、宇宙の本源と言ふものを一つ見定めねばならぬ。天地の眞理は是れ是れだと見付け、さうしてその眞理に順應した生活をやつて行かねばならぬ。人生をして意義あらしめるにはどうしても天地の眞理を見届けると言ふことが根本問題であります。故に佛と言ふものは何も釋迦一人が佛ではない。お互皆々佛であるのであります。若しや此に自覺して天地の大眞理の儘に敬虔なる生活をやつて行く様な人格に成り得たならばその儘が佛であるのであります。さう言ふ崇高なる敬虔なる佛なる人格に到らしむべき虚偽の無い眞實の善であらねばならぬ。我々の爲しつゝある善は一つとしてもその佛なる天地に到り得られる善たらしめねばならぬ。かく佛なるものを目標として勵んだ善は自ら佛の境地に到達し得らるのである。是れを萬善同歸と言ふのであります。

で萬善と言へば坐禪も善、お念佛も善、お題目も善であります。そのみならず人間道徳も善である。子供が倒れてゐるああ可哀さうだと勞つてやる、又は看病もしてやる、貧民救済もしてやる皆悉く慈善の行である。さう言ふ人間道徳……その善も佛なる大覺

者の位に到らしめる力強い意義ある善となさなければならぬ。所が我々は病人に藥を與へます、飢て居る者に握り飯を與へます。所が何の爲に慈善的の仕事をやるかと言へばかくすれば世の中から自分の人格を認める、自分が人々から信用される、人から褒められるであらう、都合好ければ賞勳局から勳章でも頂けるであらう、とかく人間としての幸福を目的としてやるのであります。甚しきに至つては今日國家に百萬兩の金を献金する、大金をほり出すのは辛いけれどもその代りに世の中の人々からこの事を認められる、世間から信用を博してまああの様な善いことをする商賣人であればあそこの家の物は定めて物も吟味され値段も高くもあるまいかとかく認められ店が大繁昌するだらう、見て居る間に百萬兩は直ぐに取返せる、斯ふ云ふやうに打算的巧利的にやられる人も無きに非ずであらう。勳章を貰ひたい、何等かの御待遇を受けたい爲に金を出す。かく人間的の幸福を目當てにしてやる人が多いのであります。がそれでは駄目だ。自分の利益を算盤に弾いて善い事をする様な陋劣な考へでは極端に言へば矢張り一種の偽善であります。さう云ふ自己の利益と言ふものを飛び離れ之を犠牲に供して只唯佛の悟り心、純眞なる大慈大悲からして人が幸福になつて呉れば満足であるとして全く無條件で以て人を

救ひ助けると云ふ所に心掛けねばならぬ。さう云ふ意味に於て働んだ善は同じく佛と言ふ悟り心に到らしめ歸入せしめるのであります。總てを佛なるものを以て統一して行かうと云ふことを説くのが法華經の萬善同歸と云ふ意味であります。

さてさう言ふ萬善同歸と言ふ理想から考へて見ますれば商賣人が金を儲けるのも徒らに自分の腹を肥やす、私一個人の利益ではないのであります。個人慾を打ち忘れ超越して私に背き、私を滅ぼすことが出来る。唯々國家あるのみであります。世の中の人々あるのみであります。自ら公に向ふと言ふことになつて來るのであります。佛の悟り心の中には自己なる囚はれは更に無い、随つて自己に相對する彼なるものも無い。自分といふものも打ち忘れ、随つて彼と言ふものも打ち忘れる、高く永く自他の差別を超越して了ふ、そこに相和らぐと云ふことが自ら實現するのであります。

資生産業
皆是佛法

抑も佛と言ふ所に到るものは必ずしも山の中に這入つて難行苦行坐禪觀法するに限つたことは無い。人間道德の善も佛と成る道である。で法華經には資生産業皆是佛法と説いてありまして、資生——人間の生活の道である。産業——金儲けの方法であります。資生産業がそれが即ち悟りを開く道である。徒らに自分が、腹を肥やさう爲の金儲けは

聚沙爲佛
塔

地獄行きの種である。それでなしに自分の利益を打ち忘れて國の爲、社會の爲、世の中の一切の人々の爲に、この金を拵へるのである。故にお國に御用があれば、何ん時でも待つて居たと云はん計りに欣然として差上げる。社會に入用があれば何ん時でも提供する、惜気もなく國家に御奉公し社會に提供することが出来ることになるのであります。さう言ふ様な清い淨い佛心で金を儲けて居ればその金を儲ける事が即ち佛と成る道である。法華經に聚沙爲佛塔と云ふことがあります。幼い子供が戯れ半分の「ままごと」をやつて居る。沙を聚めてこれが堂塔伽藍ちや、石を立て並べて之が佛様ちやとして掌を合せて拜んで居る。それすらその儘佛と成る道であると斯ういふ具合に説き教へられて居るのであります。詰り諸法實相——世の中の爲すことすることはこの儘が即ち眞實相だ、これが法華哲學であります。商賣人が金を儲ける、百姓が米を作る、米を作り金を儲ける世の中の仕業がその儘眞實相の悟りの道だ。「船を覆すやうな荒浪もその儘船を浮べる小波の水であります。總ての善は悉く佛と云ふ悟りの境地に到達せしむべきものだと云ふ理想です。信仰です。その意味を以て金を儲け米を作るならば金を儲け米を作る事が即ち佛といふ悟りに到る道であります。

それ故に聖徳太子がこれではなければならぬ。この理想この信仰であらねばならぬ。國民が日々やつて居る自分の家業は皆に我が家のことではない。事々物々國家の爲、社會の爲だといふ所に氣付かせねばならぬ。法華哲學に依つてそこへ思ひ到らしめなければならぬ。随つて又これくらゐのことと思つて居る些細なことでも矢張り佛と成る大進であります。故にどの様な小事でも皆佛となる尊い道である。難行苦行坐禪觀法をやるばかりが佛に成る道ではない。これくらゐな些細な善根だとしてゐるその小善も佛と成る道である。そのやうな小事しか出来ない人も矢張り佛と成り得るのである。故に世の中一人として佛と成り得ない者は無い、一人として佛の子でない者はないのである。さてこの理想に立脚して國家を眺めて見ると日本の國民は一人として 天皇の赤子でない者はない「率土の兆民王を以て主とす」斯ういふ理想が出来て來るのであります。で法華經の萬善同歸と言ふ理想、その信仰に依つて私と言ふものを打ち滅ぼすことが出来る。我も 天皇の赤子だ、天皇は我が御父にておはしますのである。この君たり、父たる 天皇に對し奉りては絶対に服従せねばならぬ。詔を承けては必ず謹しむと言ふことになつて來る譯であります。是れが即ち萬善同歸と云ふことであります。

それから又法華經のもう一つの理想は佛壽無極と云ふことであります。

一切衆生の我々も佛である。その佛なるものの生命はどんなものか。小乗行者の眺めた釋迦は八十歳にして死んで了うたのである。八十の生命の釋迦であります。所が大乗佛教の上から眺めた、理想した釋迦は八十年にして無くなつたのは人間を感化すべく人間に同じて現はれた假りの姿の釋迦である。肉體上の釋迦である。肉體に現はれた釋迦は眞の釋迦ではない。眞實の釋迦は此を法身と言ひます。眞の釋迦、法身の釋迦の生命は實に久遠である。永遠である。極り無き長い長い生命である。斯く大乘的の見地から見た釋迦はその生命は久遠なり、永遠なり、極り無き長遠無極であります。

釋迦のみ壽命無極ではない。我々も佛である。故に我々の生命も久遠なり、永遠なり、無極である。我々の肉體は遂に病に侵されねばならぬ。終りの果には七十か八十かで死んで了はなければならぬ。けれども死ななければならぬやうな限りのある脆い生命は業の力から受けた假初の我である。自己の本體でない。眞實相ではない。我々の眞の自己と云ふものは法身の我である。假りの我なるものの奥底に具つて居るのである。詰り我々の内面的人格です、内面的人格の我は法身の我である。その生命は久遠なり、永

遠なり、無極の生命の我である。肉體的の假初なる我は息一つ引取れば死んで了ふけれども、眞實の法身なる我の生命は久遠永遠に生き永らへて居るのである。法身の我こそ我の大生命であります。此處に思ひ到る可であります。

偕て我々の眞生命は實に久遠なり、永遠なり、極り無きものである。その理想、その信仰に基いて國家を眺めて見れば、實に我が國家の大生命は久遠であり、永遠であり、無極であるのであります。所謂天壤無窮の大日本であるのであります。我が大日本をして久遠永遠に榮えましますといふことに自覺して進んで行かねばならぬ。國家も永遠なり、永遠なりである。随つて我が家庭の生命も亦永遠なり永遠なり、極り無いのである。まあどうせ死んだ後のことまで考へなくても息子や孫がよい加減にやるだらうといふ様な暢氣なことではなしに、祖先より承け來つた我がこの血族は久遠永遠に榮えしめなければならぬのであります。我が祖先以來持つて居る血族をして久遠に永遠に極り無からしめなくてはならないのである。久遠永遠に榮えしむべくやらなければならぬ。久遠永遠に國家が榮えましますべく働かねばならぬ譯であります。實にこの大乘佛教の理想こそ天壤無窮と仰せられた御神勅とびつたりと吻合一致する譯であります。

天壤無窮

斯ういふ大乘佛教の理想信仰を根柢に置いて太子は政治をお考へになつたのであります。で十七條憲法の和を以て貴しとなすと云ふ理想も、私に背くと云ふ理想も、詔を承けては必ず謹しめと云ふことを教訓しましたのも、一に大乘佛教の現はれであるのであります。大乘佛教の理想から割出された理想であります。當時あれ程悪化して居つた日本を救ひ出し之を善くするには大乘佛教の理想であらねば到底出來ないと太子は御考へになつたものと拜察申し上げます。

偕てこの大乘佛教の理想をして我々人間生活の上にとのやうに體驗して行くべきか、法華經の大乘理想をして我々が日々生活の上にとどういふ風に實行すべきかと言ふことを太子はまた之を勝鬘經の上に見付け出されたのであります。特に勝鬘經なるお經は勝鬘夫人と云ふ女性が釋尊の當時に居りまして、その一女性の遠大なる理想、崇高なる信仰を記録したものであります。推古天皇様は御女性にてあらせられる。女性にておはします。天皇に對し奉りて大乘佛教をお話申上げるには女性の理想を説いてある勝鬘經こそ一番適切であるのであります。女性の理想、女性の信仰を説いてある勝鬘經こそ推古天皇様に申上ぐべき誠に眺へ向きの經典であるのであります。さういふ意味に於き

勝鬘經

まして聖徳太子は勝鬘經を御選擇になりました。勝鬘經の上に現はれて居る大乘佛教の修業の仕方を御指導になつたのであります。勝鬘經と言ふお經は短い一卷のお經であります。その内容は十四章に分れて居りますが、その中に十大受章と言ふ一章があります。勝鬘夫人の十ヶ條の信條であります。實に勝鬘夫人が女の立場からの告白であります。實に婦人に限つたことではない、男子と雖も誠に適切なる教訓であるのであります。大變な尊い有難いことを教へられてあります。さう言ふ勝鬘經の上に現はれて居る勝鬘夫人の實地の大乘的體驗の仕方を國民に教へて、斯ういふやうな敬虔な態度を持つて生活をやつて行け、文化を作つて行け、斯ういふことを太子は教へられたのであります。

第二節 勝鬘經の大乘的生活

勝鬘經

十七條憲法の綱要並に法華經における大乘思想の概略は已にお話申述べたのであります。是より勝鬘經の十大受章に説かれてある修養を申し上げます。

この憲法に太子が訓誡されました忿怒心、腹立たしい心を起さない。貪り根性を起さない。又嫉妬、そねみ根性を起さないやうにと仰せられました。それがどうすれば、人慾の私から飛び離れてさういふ煩悶的の心理状態を征服する事が出来るか。私に背いて公に向ふ。此の臣たるの道が如何にすれば之れを體驗し得られるかと云へば、此れはとても普通の人間道徳といふ位のものでは到底出来ない。今や頻りに滅私奉公を絶叫されて居りまして、それがどれ程迄徹底して居りますか、尙ほ尙ほ遺憾な事が多くあらうかと思ふのであります。私を滅して公に向ふ、私根性といふものから超越するといふ事は、どうしても此の差別の世界に閉ち籠り、事物を相對的に眺めて居りましてはどうしても六ヶしいのであります。

茲に於て聖德太子は一つ人間離れをした、相對的の考へを超越した遠大な理想に基かなくてはならない。そこでその第二條の「篤く三寶を敬へよ」と仰せられてあるのであります。唯々三寶を敬ふに在るのである。敬虔なる信仰の力に依らなければ何を以てかく枉り曲つた根性をして正直にすることが出来ようかと、太子は思を茲に致されたのであります。どうしても此の宗教の信仰の力に依らなくては心の奥底から濁り濁つた不純な根性を洗練せんれんるといふことは到底出来ないであります。是は曾に一千三百年の昔に限つた事では無い。現今に於きましても、どうしても一つ此の宗教の信仰といふものを深く腹底に養はなければ、到底眞の臣道實踐といふことが出来ないのではないかと思ふのであります。そこで大乘佛教の理想、その信仰の下に如何に之を人間生活の上に行うて参りますかと云ふことを太子は之れを勝鬘經なる經典の上に見付け出されたのであります。

勝鬘夫人

さてその勝鬘經といふ經典であります。此の經文は具さには「勝鬘師子吼一乘方便方廣經」といふのであります。これは釋尊のその當時印度の中印度に阿踰闍といふ國がありまして、その阿踰闍の國王友稱大王の妃が即ち勝鬘夫人と申す方であります。聖德

太子は勝鬘經を註釋し勝鬘經義疏一卷を製作になりました。その中に勝鬘夫人の徳を稱讃へて勝鬘夫人は三從の禮を修め初めには舍衛國の王の膝下に生れて孝養の道を盡し、中ころお年を召しては阿踰闍國の友稱大王の妃君となりて貞節の道を盡し、而して終には釋尊の感化を受けて大乘の信仰に入つた人であると仰せられてあります。その舍衛國の王とは波斯匿びしやくと云ひその妃は末利夫人と云ふ方である。その御夫婦の間に生れられたのがこの勝鬘夫人であります。中頃には友稱大王の妃となりて三從の禮を修む。一には親に従うては孝、二には夫に従うては貞、三には老いては子に従ふである。この三從の道德を修められたのであります。親に對しては孝、夫に對しては貞、孝と貞とは此は人間道德として當然の事である、それだけでは未だ人格が完成しない、尙もう一つあらねばならぬものがある。それは何かと謂へば終りに大乘信仰に入り宗教的生活である。

どうしても崇高なる大乘的宗教信仰を養はなくてはならぬ。茲に於て初めてその人格が圓滿に完成するのであります。聖德太子は又「世には七寶を以て肉身を嚴かたる而るに今は萬行を以て其の法身を嚴かたる故に勝鬘と云ふ」とも勝鬘夫人の徳を稱讃めいたへて居られるのであります。

さて勝鬘經に大乘一乘と云ふことを説くのである。大乘と申しますと先きに御話し申上げた通り、汽車のやうに多勢の人々を乗せて共々に目的地に送り届けるのである。唯一人の幸福に止まらずに、寧ろ自己の利益を犠牲にしても一切の人々に幸福あらしめようといふのが大乘的精神であります。一人乗りの人力車の様に自分一人のみ行くのではない。小乗教の如く自己一人のみ悟るのでは無い。大乘とは小乗に對する詞であります。それから一乘といふことでもあります。一乘と言ふのは小乘的なものを撤廃し美化してそのまま大乘なりとするのである。一切すべての修養がそのまま唯只大乘の一の佛の悟りあるのみである。

半字滿字の教

從來小乘的の悟りしか開けないとして居つたそれも矢張り佛の悟りであるとして最早小乗の大乘のとする二つの相對差別を撤廢して了うて何も彼も悉く一つの佛あるのみだとするのが即ち一乘であります。絶對的であります。半字の教、滿字の教と云ふことがある。半字とは片假名である。滿字とは本字のことである。本字のままにては覺えにくい。それゆゑに始め幼稚の兒童に對しては本字の半分だけを教へるのである。それが即ち片假名文字であります。「伊」の字の作りの「尹」を省き偏半分の「イ」のみを授け

る。後ち智能が漸く進み發達した時に到りて方に「伊」の全部本字を教へるのである。覺え易からしめんとする方便に手立て工夫を以て半分の片假名を作つたのである。

併し片假名と雖も無價値のうそ字では無い。そのままが全部の本字と同様である。選舉投票に假名文字にても本字と同様有効であります。

半字の教がそのまま滿字の教である。小乗の教がそのままに大乘佛の道である。大乘が佛の道なれば小乗も矢張り同じく佛の道であります。一切すべてが只唯一の佛あるのみであるといふのが即ち一佛乘であります。是れはもと法華經の教理であります。今この勝鬘經も法華經と同じく一佛乘と云ふことを説くのであります。そこでその一佛佛の理想を以て、我は即ち是れ佛なりといふ覺悟を以て進んで行くのである。佛の悟り心であります。

天地の大眞理を以て己なりとする佛の心で以て生活をやつて行くのが即ち一佛乘の修養であります。一切すべての人々、すべての人々の行動を只唯一の佛なる悟り心を以て統一し歸結せしめるのであります。この理想この信仰に基礎付けて而して之を政治の上に掲し行うたならば、我大日本帝國には只唯 天皇御一人おはしますのみである。

億兆國民のすべては只唯 天皇の赤子である。その生活その行動は一切之を 天皇に歸し奉るべきであります。天皇を以て我日本の全部を統一あらせ給ふと云ふことに到るのであります。そこで太子は憲法に「率土の兆民王を以て主となす」。故に「詔を承けては必ず謹めよ」と仰せられたのであります。我日本をして一乘的國家大乘的國民たらしめようとしたのであります。その一乘的理想をいかに我々が日常生活の上に實現させて行くべきかを勝鬘經の中に見附け出されたのであります。それが即ち勝鬘の十大受の修養であります。

第一章

さてその十大受章の第一に、

「世尊よ、我れ今日より乃し菩提に至るまで、所受の戒に於て犯心を起さず。」

世尊とは釋尊のことである。世の中に一番尊い御方と云ふことである。勝鬘が釋尊に向つて世尊よと呼びかけて云はるるに、私は今日から乃し菩提の悟りを開くに至るまで往く末長くいついづまでも曾て受けて居ります戒——戒とは、してはならないと誓つた心の戒めである——その戒め事は實地に犯すことの無きは無論である、のみならず破ら

うとするやうな心持さへも起しません。この戒なるものに、私の様に生れた家を出て寺に入りて修行する僧の戒と、又皆様方のやうに家庭を持つて居りながら修養する者の戒とは自ら異ふのであります。家庭を持つて居る在家の信徒の戒には五箇條あります。

五戒

それを五戒と申します。一には「不殺生戒」生きとし生きつつある生物を殺し其の生命を奪ひませぬ。二には「不偷盜戒」他人の所有品を盗みませぬ。三には「不邪淫戒」夫婦其の禮を正しうし 邪な性慾を謹みます。四には「不虛妄語戒」虚妄うそをつきは致しませぬ。五には「不飲酒戒」心を狂はし犯罪の媒となる様な酒は飲みませぬ。これが五戒であります。是れは人間道徳として當然慎むべき事であります。

第二章

次に第二に、

「世尊よ、我れ今日より乃し菩提に至るまで、諸の尊長に於て慢心を起さず。」

慢心とは高慢心である。己を高振り人を蔑にする心であります。人を侮る慢、その裏は敬であります。敬と慢とは正反對であります。私は尊者長者に向つて敬ひこそすれ、決して侮ることは致しませんと云ふのであります。

さてその尊といふ事に就いて、支那の學者は誰も彼も皆一様に父と師とを指すのである。ところが我が聖徳太子の御解釋はその外に國君をお加へになつてゐるのであります。

天皇と尊

國君即ち 天皇であります。天子様を尊といふ中に加へて居るのであります。一つには 天皇、二つには親、三つには教へを受けた先生。これを尊といふのであつて、その三つの尊い御方に對しては假りにも侮る不敬なことは致しませぬ。太子はかく御註釋に成つて居るのであります。ここが我が聖徳太子は日本的に解釋されておいでになつてゐるのであります。

慧遠法師

支那では六朝時代には彼の有名な廬山の慧遠法師といふ智徳兼備の高僧がありました。山の上にも又麓にも寺を建て白蓮社を作りて謝靈運、陶淵明と云ふ様な當時の學者を感化した人であります。東晋の安帝が威力を以て慧遠を屈伏しようとした。時に慧遠は沙門不敬王者論といふ論文を著して居るのであります。我は出家なり、佛弟子なり、佛弟子たる出家の輩は王者を拜まないと云つて居ります。王者を尊と云ふ中に加へないのは支那民族としてはそれは當然の事であります。

支那の王者は何れも霸道を以て天下を取つた人であります。權力を以て國家を統一したといふ王者である。出家沙門たるものはかかる王者の上に超然として居らなくちやならぬといふ、是は支那民族の考であります。そこが我が日本はその國體が全然異なるのであります。故に我が聖徳太子は日本的に解釋されまして 天皇を尊といふ中に加へ奉つて決して侮る様な高慢な態度は持たない、只唯尊敬あるのみとさるのであります。十七條憲法に、「詔を承けては必ず謹めよ」とありまして 天皇の大御語には絶対服従であらねばならぬ。かういふ日本の立場から經文を觀て參りますと、支那の學者と自ら解釋を異にするところがあるのであります。太子の御解釋は非常に日本的に解釋されて居るといふことが分るのであります。

第三章

それから第三に、

「世尊よ、我れ今日より乃し菩提に至るまで、

諸の衆生に於て悲心を起さず。」

悲心とは瞋恚の心である。腹立たしい怒り心は起しませんと誓ふのであります。その悲り心の裏は慈悲心であります。大慈大悲の同情心であります。厚き慈悲同情心を以て

常不輕菩薩

萬善成佛

世の中を眺め、假りにも悲り心を持たないと云ふのであります。前章に記しましたやうに法華經の常不輕菩薩であります。自分に迫害を加へる者に對しても掌を合せて拜んで居る、更に悲り心を起さない。その者の手なり足なりを眺めて見れば實に憎むべきものであります。けれどもそのやうな罪惡者でありましても、その心の奥底には矢張り生れながら天然の佛、佛性といふ尊いものを持つて居るのであります。萬善成佛、萬善同歸であります。どのやうなものでも佛になり得られるのであります。生れながらにして佛になり得る可能性を持つて居るのであります。此の本來持つて居る佛性の月は、一時的罪惡の叢雲に覆はれて隠れてゐるけれども、因縁に催ふされて遂には明々として表に開顯して來ることが得られるのであります。砂は幾らしぼつても油は出て來ない。それは砂には本來油氣が無いからであります。ところが菜種といふものには生れつき油の性質を持つて居る。故にこれをしぼりさへすれば油が出るのであります。我々にしても本來佛性を持つて居らないものなれば奈何ともする能はざれども、ところが我々は幸にも生れついて天然に佛となり得る可能性を持つてゐるのである。それを佛性といふのであります。佛性は如何なる人にも具有して居るのであります。故に修養功を積み善の種さ

不善の人
は善人の
資なり

へ植ゑ付けたならば、佛性の花は自ら開くのであります。いかなる惡人、罪人でも矢張り佛性を具へて居る。その佛性を通じて眺めて遣るのであります。貴様も矢張り尊い佛だ。斯ういふことになつてくるのであります。

太子は維摩經義疏に老子の説を引いて、「不善人は善人の資なり、其の資を愛せず、其の師を貴ばざれば、智ありと雖も大に迷へり」と不善の惡人も善人の資となつてくれる師匠である。貴はざるべからず。貴はなければ迷へるものと謂ふべきであると云うて居るのであります。犯罪者が捕縛されて監獄に送られる。それを途上で眺めて彼は悪い奴だ、恐しい奴だといふ外観だけに止まらず、そこに一種偉大なる教訓を我に與へて呉れて居ることを考へなくてはならないのであります。監獄送りの罪惡者であります。私に向つて貴様も俺の様に泥棒をやればかういふ目に遇はねばならない、よくよく慎むべきであるぞよと、自ら手本となつて我に偉大な教訓を與へてくれて居るのであります。我も若しあのやうな犯罪をすればあのやうな憂目を見ねばならぬと自ら省みるのであります。所謂「不善人を見ては齊からざらんことを欲す」であります。して見ると彼の罪惡者も我に教訓を與へて呉れる恩人であり、師匠であるのであります。自己に恩惠

を興へて呉れる人ばかりが恩人ではない。我に壓迫を加へるやうな悪人も亦恩人であるのである。かく見るのが宗教的觀察であります。

第四章

次に第四であります。

「世尊よ我れ今日より乃し菩提に至るまで

他の身色及び外の衆具に於て嫉心を起さず」

これは嫉妬心、そねみねたみ根性であります。勝鬘夫人は婦人の立場、女性としての立場から赤裸々に告白されて居るのであります。嫉と云ふ字は先きに申上げた様に支那人は女偏に疾と云ふ字を書いて居ります。女性の欠點である所謂女根性であります。そこで勝鬘夫人は、「他の身色及び外の衆具に於て嫉心を起さず。」と申されて居ります。他の身色とはからだすがたである。向ふの人は自分よりも器量がよい、人から可愛がられるといふと、嫉み根性が起つて參ります。又外の衆具とは外側の装身具である。向ふの人が自分より立派な着物を着て居る、立派な帯を締めて居るといふとそれに向つて一種の反感を懷き心平ならず。さういふ淺ましい女根性、嫉み根性は私は決して持ちませぬ。斯う云はれるのであります。

嫉心

さて嫉妬心は只唯女性に限つた事ではない。我々男子としても中々嫉妬心がきついのである。他人の幸福を見ては賞めるといふことは出来ない。人の穴探しをして一寸計りのことを一尺にも引き延ばして吹聴するのである。同僚嫉み合ひ、互に陥筈に陥し込むとする。太子は憲法に、役人たるものは嫉妬根性があつては不可ない。そんなことでは千年たつても立派な人は得られない。優秀な人を得なければ何を以てか國を治めることが出来るか。須らく立派な人があればその人に對つて敬意を以て相迎へ、喜ばなくてはならない、と教訓された。太子のこの御教訓は、もと此の勝鬘經の上からヒントを得て居られることが分るのであります。即ち人の幸福に對しては大いに相喜ぶのである。假りにも嫉み合つてはならないのであります。

第五章

次に第五であります。

「世尊よ、我れ今日より乃し菩提に至るまで、

内外の法に於て慳心を起さず。」

慳心とは慳貪で、貪り根性、吝み根性であります。貪慾を起さぬと誓ふのであります。内外の法とは、内とは自己の肉體である。人を救ひ國を濟ふるには我身體をも慳ま

慳心

ず、命がけて勇往邁進するのであります。外とは所有品、金銭財寶である。夫れをも慳ます人々に施し與へるのであります。身命も財産をも惜み食らず、之を犠牲にして世を救ひ、人を助けますといふのであります。

第六章

次に第六であります。

「世尊よ、我れ今日より乃し菩提に至るまで、自ら己が爲に財物を受蓄せず、凡て所受あれば悉く貧苦の衆生を成熟する爲にせん。」

私は自己の爲、私の爲としては財物を受蓄する事はしない。一錢一厘も貯へませんといふのであります。然らば何の爲に貯蓄するのかと云へば、凡て受け入れた財産は悉く百萬圓は百萬圓ながら悉く世の貧しき人々を救ふ爲に使用致しませう。世の中の食ふことも出来ない着ることも出来ない、住居するに家もないといふ貧しく苦しんでゐる人々を救ふ爲に金銭を貯めるのである。自分の享樂を充すとか、私の虚榮を満足せしめる爲ではないと誓ふのであります。勝鬘夫人の修養はかやうな實に雄々しいものであります。

今日我日本が悩んで居るのは經濟狀態であります。此の日本の貧乏世帯を如何に救ふか、その爲に國民たるものが夜に日に大い働いて金銭を蓄へなくてはならぬので

第七章

あります。その蓄へる目的は自分の欲望を満足する爲ではない、此の貧乏な國家經濟を如何に救ふべきかといふ奉公の意氣を以て粉骨碎身大いに貯蓄して行かなくてはならぬのであります。

それから第七であります。

四攝法

「世尊よ、我れ今日より乃し菩提に至るまで、自ら己がために四攝法を行ぜず、

一切衆生の爲の故に無愛染心、無厭足心、無景礙心を以て衆生を攝受せん。」

四攝法と申しますと所謂菩薩、菩薩とは佛にならんとしての修行中が菩薩である。修業了つて悟り上げたのが佛であります。その菩薩の修行を四つに分類したものが即ち四攝法であります。その修行の力を以て衆生の心を散らばらない様にと攝り收めるので攝法といふのであります。

その一つは布施、人に物を施し與へるのである。

二つには愛語、人を訓戒するに可愛いやさしい言葉使を以てするのであります。婦人の様な優味のある言葉で以て循々と教へて行くのであります。

三つには利行、利益のある行であります。吾々が働いて居るとしても唯漫然と自分の

趣味を満足させる様なことでは無意義である。どうしても世を利し人を益する行であらねばならぬのであります。

同事の修養

四つには同事である。人々と事を同じくするのであります。これはなかなか六ヶしい事でありませう。例すれば學校の先生が生徒に掃除をさせるとき唯子供に任せて居つては駄目であります。先生自ら生徒と同様に箒を持つて掃かなくてはならないのであります。それが同事の修養であります。御飯を炊いたりお洗濯するのはそれは女中の役だとして女中に任せ切りではお臺所が治まらない。奥様がお座敷で安樂にして居ても然るべき御身分でありませう、矢張り女中と共に事を同じうして下働きをするのであります。併し之れは實地の體驗としてなか／＼六ヶしい修養であります。維摩經に維摩居士の同事の行が説かれてあります。不良性の連中が酒樓に上りて放蕩を遣つて居る。さういふ輩を感化しようとして出て來いと呼び附けたとて出て來る筈はない。そこで維摩は自ら不良性の騒いで居る青樓に登つて行くのであります。その不良性と同じく膝を交へて杯を交はし飲むのであります。そして彼の良き友となつて彼に信頼せしめて而して循々と説き教へて遂に善良の人たらしめようとする。これが同事の修養であります。又博

奕を行つて居りますと維摩がその仲間に入つて行くのであります。彼の良き友となつて遂に彼を感化しようとするのである。しかしこれはなかなか困難な感化法であります。ミイラ取りがミイラになるといふ話がありますが、自分が彼を感化しようとして彼に交はり付合ひますが遂には反對に彼に感化せられて自分が不良性に悪化するやうなことがあつてはならないのであります。それで不良性を感化して行くには自分に餘程腹が出來て居なければならぬのであります。

普羅行

さてこの四攝法の行を誰の爲めにするのかといふと、勝鬘夫人は私が私一人の悟りを開かうとしての修養ではない。一切衆生の爲めに、世の中の一切の人々の爲めに一切の人々になり代つて私とその修養をするのであるといふのであります。學生が學校に入り親から大變な學資金を貰がして何の爲めに勉強して居るかと云へば、在來の遣り方で學校に入つて置かなければ就職することも出來ない、一身の治りが出來ない、食つて行くことが出來ないから學問するのだといふことになつてゐたのである。女の子なれば女學校を卒業して置かなければお嫁入りすることも出來ないと云ふ様なことであります。さういふやうな自己一人の爲めの學問ではないのであります。國家に社會に貢獻する爲

の勉強でなくてはならないのであります。一切衆生、世の中の一切の人々の爲めに、世の中の一切の人々を救ふ爲に、俺が一つやつて行かうといふ大決心を以て進んで行かなくてはならないのであります。是が即ち菩薩といふものであります。

第八章

それから次に第八である。

「世尊よ、我れ今日より乃し菩提に至るまで、若し孤獨、幽繫、疾病、種々の厄難、困苦の衆生を見ては終に暫くも捨てず必ず安穩ならしめんと欲し、義を以て饒益し、衆苦を脱せしめ然る後に乃ち捨てん。」

これは所謂社會事業の救済であります。孤兒であるとか、頼り所のない老人であるとか刑務所の鐵窓に繋れて晝尙薄暗い所に呻吟して居る罪人であるとか、又は病人であるとかさふいふやうな種々な厄難困苦に悩み悩み苦しみに苦しんで居る人々を見たならば、私は暫くも打ち捨て置かず時を移さずして必ず然るべき方法を講じ彼を安穩ならしめよう。孤兒であれば乳を吞ませる、病人であれば薬を與へるとかして然るべく宜しき道を講じて彼を救ひ而して之れならば大丈夫であるといふ所を見届けて後初めて自由の立場に打ち捨てませう。かういふことが勝鬘のなされ方であります。聖徳太子はこの勝鬘

四天王寺

夫人の菩薩行を實行されて居るのであります。それが即ち四天王寺における社會事業であります。四天王寺は其始め規模實に廣大でありまして四個大院から成立つて居つた大伽藍である。一には敬田院である。三寶を恭敬して轉迷開悟の修養道場であります。二つには悲田院、これは鰥寡孤獨の窮民を救済するところでありました。其の跡は今も悲田院町として町の名に残されて居ります。三には施薬院、病人に薬を施す所でありました。聖徳太子が毎年々々夏四月に百官を引連れて宇陀郡の山奥へ薬獵、薬狩をせられたのであります。薬草を採取しさうして薬を製し以て病人に施し與へられたのであります。四には療病院、病院であります。病院を建てて病人を収養し介抱するのであります。我國の病院なるものは實に聖徳太子が始まりである。大阪の四天王寺がその發祥地であります。日本の病院史の上に忘るべからざる所であります。

第九章

それから第九であります。

「世尊よ、我れ今日より乃し菩提に至るまで、若し捕と養との衆の惡律儀と及び諸の犯戒とを見ては終に棄捨せずして、我れ力を得ん時、彼彼の處に於て此の衆生を見ては應に折伏すべき者は而も之れを折伏し、應に懺受すべき者は而も之れを懺受せん、何

を以ての故に折伏と攝受とを以ての故に、法をして久住せしむればなり。法久住すれば天人充滿し、惡道減少して能く如來所轉の法輪に於て而も隨轉することを得ん。この利を見るが故に救攝して捨てず。」

これは惡人感化の方法であります。前のは孤兒とか病人とかの弱き者の救であつた。今のは一寸手にもおへんやうな罪惡者の感化の方法であります。捕とは山で猪を捕り、兎を捕るとか、海で魚を捕へるといふ、さういふ獵師であります。養とは牧畜家であり、ます。豚とか、鶏とか養うてさうして之を賣り生活して行くのが即ち養であります。さういふ生活してゐるものを惡律儀と云ふのであります。惡は惡の仕方の規則律儀があります。故に惡律儀と云ふのであります。涅槃經の中には惡律儀に十六通り擧げてあります。捕なり養なりは十六の中の一であります。女郎屋、料理屋、といふものも惡律儀であります。道德的に申しますれば猪や豚やを殺して生活する。さういふ殘忍性の營業をせなくとも寧ろ同じ商賣をするにしても或は藥を商ふとか或は文房具を商ふとかといふやうな方の商賣の方が道德的に近い譯であります。又は人をして淫蕩に墮落せしめるといふ様な營業であります。さういふやうな商賣は廢めるが宜しいのであります。

惡律儀

さてさういふ惡律儀の者を見たなれば終に棄捨せずして見捨てて置かずして之れを感化して行かうと云ふのであります。併しながらかういふ惡律儀の強情惡人を感化するには餘程自分に於て實力がなくては出來ない。うっかりすると先方から反抗して打ち擲かれるやうなことがあるかも知れない。故に「我れ力を得ん時」と云はるのであります。

折伏

攝受

さうして彼を感化するに折伏と攝受の二方面を用ひて行かうといふのであります。一にさうして彼を感化するに折伏と攝受の二方面を用ひて行かうといふのであります。一に折伏である。彼を打ち擲き打ち懲して降伏して行くのである。即ち刑務所なるものは天皇陛下の至仁至慈の大御心よりして誤れる罪惡者をして善良なる民たらしめようとの思召から御設けになりました折伏門の御救濟であります。二には攝受である。折伏するにも及ばないものには攝受、撫でさすつて行くのであります。折伏は剛の徳である、攝受は柔の徳である。剛と柔と兩方面より感化したならば惡を捨てて善に遷らしめ正しき道を行はしむるに至る事が出來るであらう。世の中に正しき道が行はれたならば天人充滿して惡人減少して世の中は只唯天の神様かといはれるやうな人格的の人間許りになる譯であります。「能く如來所轉の法輪に於て而かも隨轉することを得ん」如來即ち佛の説かれた教に隨順して行くことが出來るであらう。かやうな利益があるが故に如何なる

罪悪者でも打ち捨てて置かず之を救済して止まないのであると誓ふのであります。至仁至慈にまします。天皇陛下は一方には刑務所を設けて懲罰的に感化し又一方に賞勳局を設けて勸善的に褒賞を施し給ふのは即ちこの折伏と攝受との二門で以て國民を感化して行かうと思召さるる大御心であります。

第十章

それから第十であります。一番大切な問題であります。

「世尊よ、我れ今日より乃し菩提に至るまで、正法を攝受して終に忘失せず。何を以ての故に、法を忘失する者は大乘を忘る。大乘を忘るる者は則ち波羅密を忘る。波羅密を忘るるものは則ち大乘を欲はず。若し菩薩大乘を決定せざる者は則ち正法を攝受する欲を得て所業に隨うて入ること能はず。永く凡夫地を越ゆるに堪忍せず、我れはくの如きの無量の太過を見又未來に正法を攝受する菩薩摩訶薩の無量の福利を見るが故に此の大受を受く。」

是れは全く純眞なる宗教的精神であります。前の慢心を起さない、悲心を起さない、嫉心を起さない、又己の爲めには財物を蓄へない、私一人の爲めの修養でも學問でも無い、一切世の中人々の爲である。と云ふ様な事は並みの人間根性としては到底出来るこ

とではないのである。それが如何すれば成し遂げ得られるかと云ふ問題であります。それはどうしても人間欲を超越した宗教的態度にてあらねば出来ないのであります。それを今勝鬘が云ふのであります。即ち正法を攝受するを忘れてはならない。大乘精神を忘れてはならない。又波羅密と云はるる態度にてあらねばならない。この正法を攝受すること、大乘的であること、波羅密であること、この三つを忘れない宗教的態度に於て初めて人間根性として出来ない事も容易に心安く成し遂げることが出来るのであります。

正法

三つの中第一の正法を攝受すと云ふことは正法なるものを我が心の中に受け込み入れ込むのであります。その正法とは何ものであるかといふこと諸法實相の眞理のことであります。宇宙の大眞理を正法といふのであります。天地の大眞理を深く我が心の奥底に收め込んで失はない様にするのである。靈なる眞理を我が腹底にうんと蓄へて持つて居らなくてはならぬと言はれるのであります。天地の大眞理なるものを自分の腹底に能く理解し會得し合點するのである。天地の眞理が茲にこの小さな五尺の肉體小我の我と現はれて來て居るのである。我は是れ宇宙大の眞理の現れなり、大我の我なり、といふ理想信仰のもとに到らなくてはならぬ。若しや正法といふものを打ち忘れて了うて唯だこ

の五尺の肉體ばかりに閉ち籠りて居つては小さい自己一身のみの利益に囚はれて仕舞ひ、どうしても大乗的世の中の一の人の爲めにはなることが出来ないであります。

大乗

次に第二に大乗と云ふことは大なる乗りものである。汽車のやうな大なる乗物であります。自分も人も諸共に花の都に送り届けて行くのである。自己一人の利益を目標として進むのは小乗であります。人力車か自転車の様な小さい乗物であります。それでは駄目である。もつともつと大きい自分といふものにならなくてはならぬ。眞に本當の自分なるものは宇宙普遍的の俺だ。他人と申うて居つた彼も實には他人ではない、自分が自己中に抱擁しつつある彼である。助けねばならぬ。救はねばならぬ。といふ大なる慈悲心がそこに徐ろに起つて来るのであります。大慈大悲を以て世の中的一切衆生を平等に導き救うて行くのが即ち大乗的精神であります。

その大乗的精神を以て之を行ひ、之を爲すので事々物々が初めて波羅密といはるる力強い善根功德となるのであります。

波羅密

即ち第三の波羅密とは此に到彼岸と譯します。我々のこの迷の境界を此の岸とするのである。これに對して悟りの天地を彼の岸と名づけるのであります。この迷の世界を飛

び離れて彼の悟りの岸に到達することの出来る崇高なる善根を到彼岸といふのであります。悟りの世界と云へば眞理の世界である。その眞理の世界に到達し得られる様な純眞な清い淨い行ひであらねばならぬのであります。

三輪清淨

それではどういふやうな心持になれば此の迷ひの世界を跳び越えて彼の悟りの世界に到着し得ることが出来るかと云へば自分の爲す事する事に毫も囚はれない行ひ振りであります。是れを三輪清淨の行と云ふのであります。三輪とは先づ人に物を施し與へるに就いて云へば一には能施、二には所施、三には施物、この三つであります。我々は此の三つに囚はれ隔根性を以て居るのであります。能施とは能く施した我である。施し手の我なる相に執着し俺が施したのだと囚はれるのである。所施とは施された相手の貧乏人のことである。施物とは施した薬とか御飯とか我が所有の品物であります。我々はこの三つの相に囚はれ執着し心が濁り穢れるのである。此れを三輪不清淨と云ふのであります。我々は何をして俺が（能施）俺の物を（施物）彼の乞食に（所施）施し與へたと謂ふ三つの圭角、かど、隅が離れないのであります。

まあ行路病人に出會ひます。鬼にも涙ありであります。人間としては徐ろにああ可哀

想だと思ひ憐れみ心が自ら起つて參ります。仁丹の一粒位は惜氣もなく與へますが其の時の心理状態がかうであります。一つには施し手の自己に囚はれて「俺が」と角隔ての根性を持つて居ります。二には施され手、貰ひ手の倒れ病人を掴まへて「彼が」と想ひ詰めます。三には「俺の此の薬を」と我が所有の物だとする囚はれ根性を持つて居るのであります。俺が、俺の薬を、彼の病人に與へて癒して遣つた。即ち「俺が」「彼に」「俺の物を」と斯ういふ三つの角隔てを我々は必ず持つて居るのであります。どうしても持つて居るのであります。「俺が」「俺の力で」「彼の家の厄介な問題を」解決してやつたんだ。「俺が」「俺の力で」「彼の家の塵埃を」掃除してやつたんだと云ふやうに、どうしても我々は自分と相手と相對的に打ち眺めて「俺が」「人が」と差別根性が離れないのであります。要するにその源は俺が我がと想ひなす自己の相に囚はれ執着するより起るのである。自己を以て「我」と妄執する。それに對して「彼」がと認める。茲に我他彼此の差別の妄見に墮するのであります。

即ち俺がといふさういふ凡夫根性の結果をして遂に俺に救はれた彼が有難う御座りましたと御禮の一言位言ひに来さうなものである。葉書一枚位寄越しさうなものであ

る。斯ういふやうに我々は功利的打算的な考がむらむらと起つて来るのであります。不純な功利的な要求が起つて来るのであります。どうしても我々は何等かものになることではなければ中々せないものであります。報酬を算盤に入れて遣るのであります。

大阪邊りの人が充分學生の世話を致します。勘からぬ學資金も與へます。與へますがその人の心理状態を探つて見ますとまああの學生が學校を了へたら俺の店に手傳ひに来るだらう、かう算盤を弾いて打算的に世話をして居るのであります。處が自分の要求通り出て来るかどうかはそれは何とも判らないのである。若し算盤通り遣つて来て呉れば宜しいけれども若し出て来ない時はどうでありますか。失望落膽がっかり參つて了ふのであります。人の世話なんかしたとて何にもなるものには無いと、もう止めて置かう捨てて置かうと思痴をこぼし中途で打ち切り不徹底に終つて了ふのであります。命懸けで御奉公を致しますがそれを都合善く自分の豫期通り賞勳局から褒賞の御沙汰があれば満足であります。それは何とも分らない譯であります。ところが何日経つても御沙汰がない、世間の人が褒めても呉れない、新聞にも一向書いても呉れない、斯うなつて来ると甚だ以て寂莫の感に堪へない譯であります。人を救ふたつて、助けたつて宜い加減なも

んだ、もう止めた、として中途に打放つてしまふのであります。折角ある程度迄人の世話をした事が中途で毀はれてしまふのであります。徹底しないことになるのであります。

尤もそのやうに御禮を言うて貰ひたいとか御褒賞を戴きたいとか、世の中から褒めて貰ひたいとか、さういふやうに野心がありましても、それは矢張り結構な事でありませう。麗はしい慈善的道德であります。人間の道德としては満點であります。けれどもそれでは不徹底に終つて了ふのであります。もういい加減に止めて了ふといふことになつて了ふのである、それでは駄目であります。茲に於てどうしても濁り根性の根源である我が人がとする差別の執心を拂ひ去り無我の觀念に住せねばならぬ。「我」とする相。我所有の物とする相。相手の彼とする相。この三つの相を空し去るのである。能施の我也も空なり、施物も空なり、所施の彼も空なり、として三つの差別相から解脱するのである。茲に於て初めて能施空、所施空、施物空、三輪が清淨純真なものに成るのであります。かく三輪清淨の清い悟り心で以て俺が俺の物をと云ふ差別の囚れから飛び離れて純心な心持を持つて進んで行くならば人を助けても助けたやうな顔付もしない。恩を着せ

る様な穢い根性で無しに本當の救濟を行ふことが出来るのであります。さういふ様な綺麗な清淨無垢の行ひ振りを波羅密の行といふのであります。

此の三輪清淨といふことに就て三輪明神様の物語があります。三輪即ち三つの輪と書いてあります。三輪清淨の意味であります。是れは奈良朝に、玄奘僧都といふ智徳兼備の高僧がりましたが、玄奘が三輪の明神様と物語りをしたといふのであります。それが謠曲の三輪であります。あの謠曲にありますやうに、玄奘が神様から衣を貰はれて詠んだ歌があります。

謠曲三輪

「三つの輪の清く淨かれ唐衣、遣ると思はじ、取ると思はじ。」

是れが三輪清淨、大乘的悟り心の施の行であります。此の波羅密、大乘といふ悟り心になり得て初めて自分の爲には一錢一厘の金銭も貯めない、全部擧げて世の中の貧しさものに與へ施しませう。私人悟りを聞く爲の善根功德ではない。國家の爲、社會の爲の修養であり、學問であるとなつて來るのであります。

かやうな波羅密到彼岸的清淨無垢の修養を一年三百六十五日中出來得べくばさうありたい譯でありますけれども、それは到底六ヶしい。そこで聖徳太子は波羅密到彼岸の修

行を春七日だけなりとも、秋七日だけなりとも修行させたいと思召して、茲に春秋二季の彼岸の法會行事即ち修養デーが出来た譯であります。

三大願

さて又勝鬘夫人はかやうに十大受を釋尊に誓ひまして、さうして尙重ねて三大願といふものを立てたのであります。

一には、此の善根を以て一切生に於て正法智を得ん。今生のみではない生々世々生れ代り生れ代り正法を悟る智慧を研きませう。

二には、我れ正法智を得已つて無厭心を以て衆生の爲に説かん。正法智を以て厭き足るなく、どこかどこ迄も人々の爲に説き導きませう。

三には、我れ攝受正法に於て身と命と財とを捨てて正法を護持せん。骨身をも惜まず、生命をも惜まらず、財産をも惜まらず、すべて之を犠牲に供して正しき道を護り世を救ひませう。

と、釋尊に誓つたのであります。

聖德太子は、この様な勝鬘夫人の理想、その信仰を 推古天皇に御講義申上げられたのであります。天皇は之を御聞きになつて非常に法悦にお入り遊ばされたのでありま

す。日本書紀に「天皇大に喜びたまふ」と記してあります。斯ういふやうな大乘的菩薩たる修業の態度を以て、聖德太子は、かの當時大變な困難でありました時代を克服してさうして飛鳥朝の大文化を御作りになつたのであります。我が國をして大乘的の國家たらしめ、民をして一乘的國民たらしめようとせられたのであります。

之を要するにかく法華經、勝鬘經の大乘的、一乘的の理想を以て之を國家の上に施して参りますと萬善同歸である。唯自己一人の爲の利益でなく、唯大なる佛といふ一つの悟りの世界に到らしむる善であらねばならぬ。茲に於て國民の爲しつづつある總ての行動、總ての善行は是れ自己私の利益ではないのである。只唯上御一人の御爲であらねばならぬ。上御一人の御膝元に歸一し歸着せしめ奉らなくてはならないのであります。是れが即ち大乘的、一乘的の理想であります。

天皇歸一

實に此の大乘佛教の理想こそ、我が肇國の精神とびつたりと融合するものであります。太子の當時肇國精神が非常に弛み非常に混亂して居つたのである。之を力づけ、はつきりさせますにつきましては、どうしても此の大乘佛教、一乘佛教を以て輔翼せなくては他に途がなかつたのであります。是れ聖德太子の佛教を用ひ、宗教を重んぜられ給ひし

理由であると伺ひ奉るのであります。それは實に昔の事のみではない、今日この重大なる時局に直面して彌々その感を深くするのであります。

どうしても我々日常生活のその奥底に一つ幽玄遠大なる此の宗教的理想、微塵なる大乘的、一乘的の大精神があらねばならないと考へるのであります。何卒宜しく思を茲に致されんことを切望に堪へない次第であります。

聖徳太子の御理想の一端をかく申上げました次第であります。之れを以て終ることに致します。

(完)

太子御筆集成十七條憲法抄の編成

姉 崎 正 治

太子御筆法華義疏四巻の中から文字を拾ひ集めて、憲法條章の抄文を作つたのが本篇。此は昭和七年末から九年の末まで二年の間に編成して、同十年始に版刻はしたが、世に出さずに昨十六年に至つた。昨年、法隆寺論文集に、又今年龍吟社の太子全集に、解説を加へて公刊した。その中間六年餘、御字の寫眞複製も數を加へて來たので、其等を利用すれば(而して又自分が集成集作の技術もその間に進むだ故)、先のよりも適當な集成をなし得たのであるが、改訂を施さずに、

右二書には舊版のままにした。然るに、今度朝日新聞社の出版で、此編を附するに當つて、部分の改訂を加へ、丁度百字を新にした。その結果が此である。現在の集字材料で、今少し集作を施せば、此の文抄はもつと擴げ得るが、それでも、それ以外に到底集作の出来ない文字がある故、憲法全文を御筆で集成することは、將來にも出来さうにない。

本抄に關することは、右二書の中に解説してあるに譲り、ここには少しく集字方法について記しておく。

御筆四卷の中には、文字の大きさ、筆意筆勢の違つた箇處あり、その中で成るべく同筆意の分を集めるを期し、特に同一條内では前後左右に相近いものを集める様に努めた。然し文字の制限の爲に、已むを得ず、筆意の違つた分が交つてゐる。二條の鮮（此は後人の加筆と思つてゐるが、どうも太子の御筆らしい、只筆意が大に違ふ）、十二條の率、十五條の害、十七條の逮などがそれである。

然し、此よりも甚だ氣にかかるのは、憲法の用字が、どうしてもそのまま御筆に存しない分は、御筆の二字三字から取つて各部をつぎ合せて集作したにある。合せる代りに削つて作つた乍、鮮、耳、司も、やはり集作と稱しておく。この兩方の意味での集作字は左の通り。

首題	憲抄
一條	許黨乍 <small>（後の）</small> 和陸諧
二條	篤鮮犬狂
三條	謹 <small>（前の）</small> 君壞耳 <small>（後の）</small> 詔愼謹
四條	<small>（初の二）</small> 禮羣姓治
六條	懲置匡
七條	尅
九條	<small>（後の）</small> 羣 <small>（前の二）</small> 彼
十條	忿瞋怒耳詎銀彼
十一條	察 <small>（御筆に察はあるが書風違ふ爲）</small> <small>（三つ共）</small> 罰 <small>（後の二）</small> 賞卿
十二條	兆任司
十五條	公矣悞悞章和諧情敷
十六條	辭
十七條	辭

（右が先の二書に於ける解説と違ふのは、今度の改訂で異同を生じた爲）。

右の中で、和、賞、彼など、御筆に存する分にも集作で補つたのは、いくつも同じ字が出てゐるのに活字風に同一字に依らずに、變化ある様にした爲である。例へば、賞は、初の一字は御筆のままであるが、後の二つは集作。此は、上部を常、嘗、當から取り、下部を貴、實、賈からとれば、容易に極めて自然に出来る故。その他、黨は御筆に一箇處あるが、下部が損じてゐる故、他から補ひ、篤は等と驚とを合せたが、少しも無理なく出来たのである。然るに匿、匡、卿、罰などは少々無理もあるが、今後もつと適當の集作で改訂したいと考へてゐる。

十七 深憲法抄

一曰

以和為貴无忤為宗人皆為黨
也少違者是以或不順君父且違
于隣里然上和下睦詎於論事
則事理自通何事不成

二曰

篤敬三寶三寶者佛法僧也
則四生之終歸万國之極宗何世
何人非貴是法人辨尤惡能教
況其具不歸三寶所以直狂

三曰

承詔必謹君則天之臣則地之
天覆地載四時順行萬氣得通
地歛覆天則致壞耳是以君言
臣承上行下靡非故承詔必履
不謹自敗

四曰

其治民之本要在乎礼上不礼而
下非齊下无礼以必有罪是以
群臣之礼位次不乱百姓之礼
国家自治

六曰

懲惡勸善古之良典是以无道
人善見惡必匡

七曰

世少生知尅念法聖事无大小

得人必治

九曰

信是義存每事有信具善惡
成敗要在乎信羣臣共信何事
不成羣臣无信万事悉敗

十曰

絕志棄願不怒人違人皆有心
心各有執彼是則我非我是則
彼非我必非聖彼必非愚共是
凡夫自是非之理誰能可定相共
賢愚如鑠无端是以彼人雖願

還恐我失我獨誰得從衆同
舉

十一日

以察功過賞罰必當日者賞
不在功罰不在罪教事羣卿
宜以賞罰

十二日

國非二君民无兩主率古此民
以王為主兩任官司皆是王臣

十四日

五自以後乃今遇賢千載以難
得一聖具不得賢聖何以治國

十五日

背私向公是臣之道矣凡人有私
必有限有戚必非同非同則以私
妨公戚起則違制害法故初章
云上下和諧其二是情欤

十六日

使民以時古之良典

十七日

夫事不可獨斷必與衆宜論少事
是輕不可必衆唯遠論大事若親
有失故與衆相辨辯則得理

昭和十八年
同十七年訂

謹集字 姉岸正治

出文協承認ア230110號

不許複製

昭和十八年三月五日印刷
昭和十八年三月十日發行
非賣品

著者 佐伯定胤

編輯人 山本榮

印刷者 商業グラフィヤ印刷所
大阪東淀川區豐崎西通三ノ三二

發行所 朝日新聞社
大阪北區中之島三丁目三番地
日本出版文化協會々員番號一〇一五〇三番

115118

958
29

終